

第4次熊本県建設産業振興プラン

～建設産業の持続・発展に向けて～

令和6年(2024年)10月
熊本県土木部



目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 プランの対象	1
3 プランの期間	1
第1章 本県の建設産業を取り巻く環境	2
1 建設市場の動向	2
2 建設産業の動向	3
3 県の投資的経費の推移	5
第2章 「第3次熊本県建設産業振興プラン」(前プラン)の取組実績	6
第3章 本県の建設産業の現状と課題	11
1 人材の確保・育成の現状	12
2 就業環境の現状	20
3 経営環境の現状	24
4 県内建設産業の課題	26
第4章 基本目標と取組みの方向性	27
第5章 県の取組内容	28
1 人材の確保・育成	29
2 生産性向上と働き方改革	32
3 持続可能な建設産業の育成	34
用語の解説	37



(表紙のロゴマーク)

熊本県土木部の仕事は、「未来のために種をまく仕事」です。
土木部の仕事が熊本の発展につながる様子を、
まいた種から葉や花が咲く様子になぞらえて、このロゴマークを
制作しました。

はじめに

1 策定の趣旨

建設産業は、インフラ（社会基盤）の整備や維持管理等の担い手であると同時に、災害時には最前線で社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、県民の生活や地域経済・雇用を支える本県の重要な産業です。

これまで県では、平成 16 年（2004 年）3 月に「熊本県建設産業振興プラン」、平成 22 年（2010 年）12 月に「新熊本県建設産業振興プラン」、平成 31 年（2019 年）3 月に「第 3 次熊本県建設産業振興プラン（以下「前プラン」という。）」を策定し、県内建設産業が若者にとって夢や希望を与える魅力ある産業となるよう働き方改革等による人材確保・育成や生産性の向上、地域力の強化に取り組んできました。

この間、国においては、3 次にわたる「公共工事品質確保促進法」、「公共工事入札契約適正化法」及び「建設業法」の担い手 3 法の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組み、災害時の緊急対応強化等への取組みが進められてきました。

また、平成 31 年（2019 年）4 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（時間外労働の上限規制）が施行され、建設業にあっては、令和 6 年（2024 年）4 月から適用されています。生産年齢人口の減少や働く方々のニーズの多様化などの変化に対応するためには、生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

近年、建設投資額は安定して推移しているものの、生産年齢人口の減少や技術者の高齢化に伴い、「人材確保」や「技術・技能の承継」など、建設産業の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

県内建設産業は、社会基盤整備や災害への対応はもとより、広域幹線道路ネットワークの整備や半導体関連産業の集積地域を含む熊本都市圏の渋滞対策、防災・減災、国土強靱化対策など“地域を守り”“熊本の未来をつくる”「地域の担い手」であり、その役割は、ますます大きなものとなっています。

こうした建設産業を取り巻く環境に対応するために、県内建設産業の現状を把握するとともに、「人材の確保・育成」や「生産性向上と働き方改革」、「持続可能な建設産業の育成」に向けて、新たな建設産業振興の方向性を示す「第 4 次熊本県建設産業振興プラン」を策定することとします。

2 プランの対象

熊本県内に主たる営業所を置く建設企業を主な対象とします。

3 プランの期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 か年を計画期間とします。

第1章 本県の建設産業を取り巻く環境

1 建設市場の動向

- 本県の建設投資は、熊本地震や令和2年7月豪雨災害、国土強靱化対策等の影響により、平成29年度（2017年度）から急激に増加しています。今後は、半導体関連産業の集積等に伴う建設投資への波及が見込まれます。（図1-1）
- 県内の元請完工高に占める維持修繕工事の割合は、令和4年度（2022年度）は土木33.6%、建築30.7%となっており、平成25年度（2013年度）と比べ土木、建築ともに大きな変動は見られません。インフラ等の老朽化による維持管理等は引き続き必要と見込まれます。（図1-2）

図1-1 県内建設工事費の推移

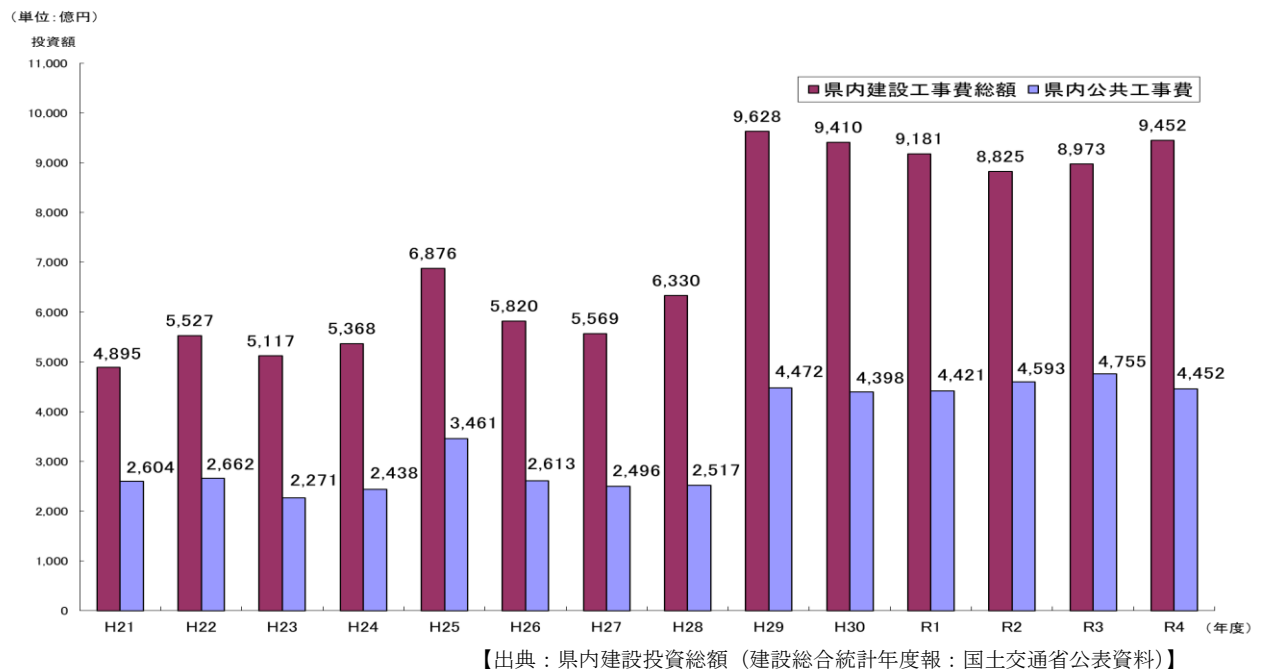
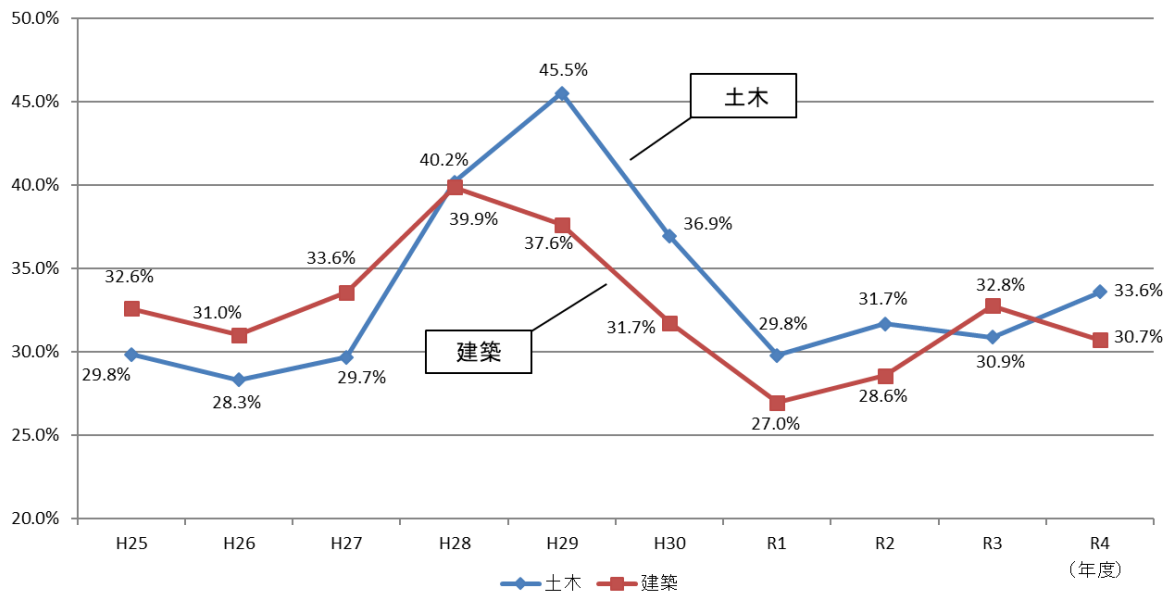


図1-2 県内の元請完工高に占める維持修繕工事の割合



2 建設産業の動向

- 本県の建設業許可業者数（年度末時点）は、令和5年度（2023年度）で6,952者となっており、ピーク時（平成11年度（1999年度）8,327者）から約17%減少していますが、平成28年度（2016年度）以降は増加傾向にあります。（図2-1）
- 県内建設企業の倒産件数は、平成13年度（2001年度）の102件をピークに減少し、ここ数年は比較的低水準にあります。また、全産業に占める割合について、令和5年度（2023年度）は約34%となっています。（図2-2）
- 県内建設企業の完成工事高営業利益率は、平成21年度（2009年度）の△1.33%を底に、令和4年度（2022年度）は1.93%と回復してきているものの、近年は、資材高騰や賃上げ等の影響を受け、完成工事高営業利益率は低下しています。（図2-3）

図2-1 県内の建設業許可業者数（年度末時点）の推移

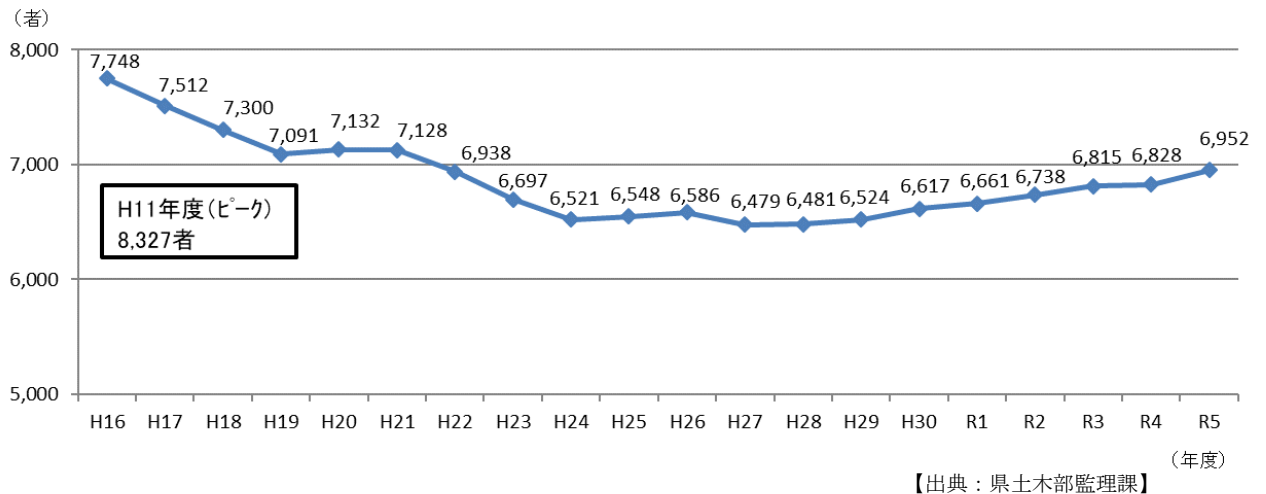


図2-2 県内企業の倒産件数の推移

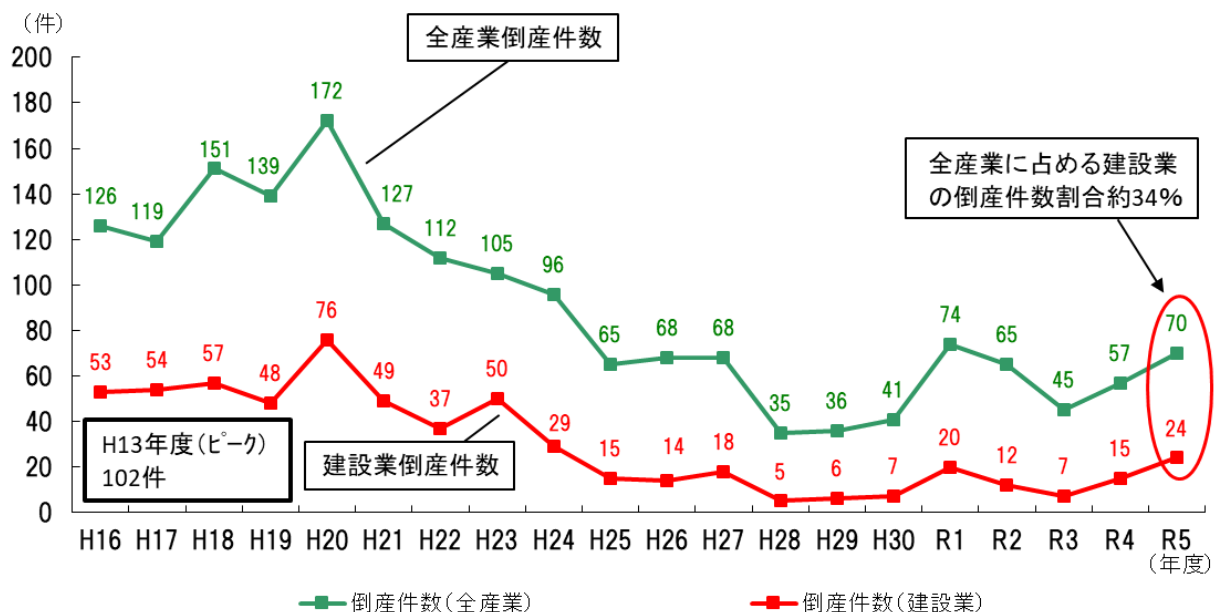
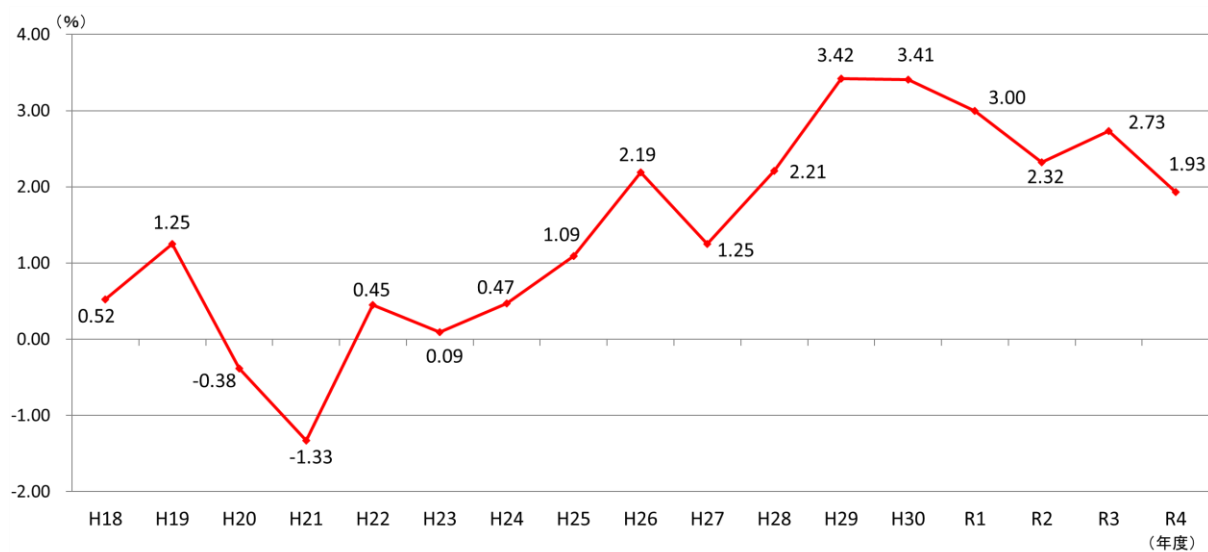


図 2-3 県内建設企業の完成工事高営業利益率の推移

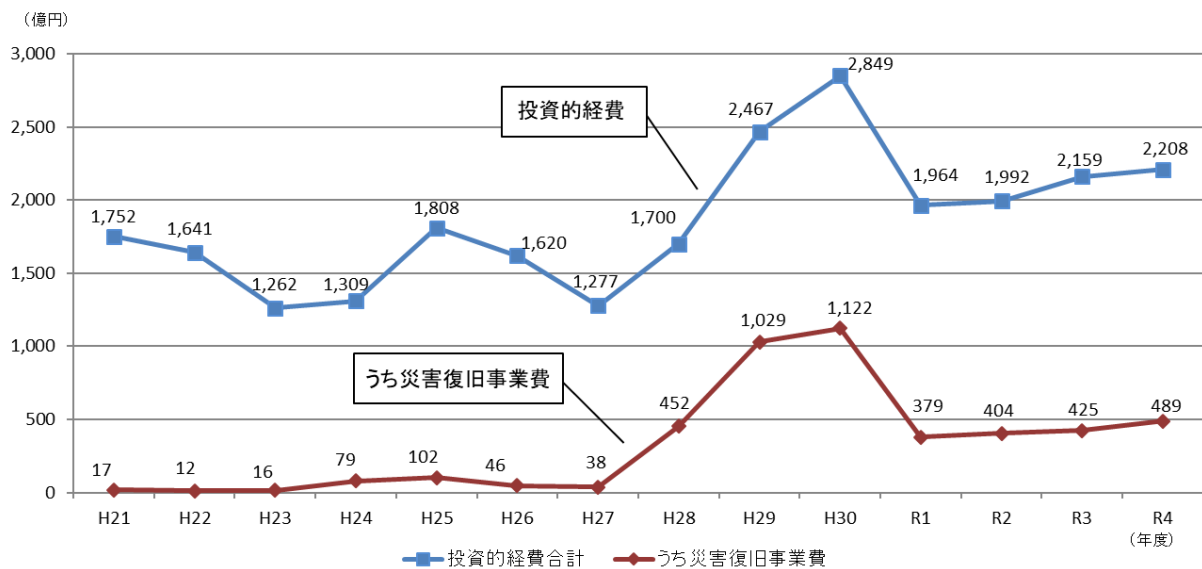


【出典：建設業の経営指標（西日本建設業保証㈱）】

3 県の投資的経費の推移

- 平成24年(2012年)4月の熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に国道・県道等の所管が移譲されましたが、平成25年度(2013年度)の県の公共事業の投資的経費※1は、前年度の国の経済対策や熊本広域大水害に伴う事業費の増により、約1,808億円の決算額となっています。(図3)
- また、平成28年度(2016年度)以降は、熊本地震や令和2年7月豪雨災害、国土強靱化対策などにより、決算額が大幅に増加しています。
- 令和6年度(2024年度)以降は、広域幹線道路ネットワークの整備や半導体関連産業の集積地域を含む熊本都市圏の渋滞対策、防災・減災、国土強靱化対策等の事業費が見込まれます。
- 県としては、これらの公共事業予算の安定的・持続的な確保に向け、引き続き効率的な予算の執行等に取り組むとともに、国に対して更なる財源の確保を強く要望していきます。

図3 県の投資的経費の推移(普通会計)



【出典：財政事情（県総務部財政課）】

※1～※11の解説については、37ページ以降の「用語の解説」に記載しています。

第2章 「第3次熊本県建設産業振興プラン」(前プラン)の取組実績

前プランでは、「社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する持続可能な建設産業の実現」を目標に「将来の建設産業を支える人材の確保・育成」、「生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業」、「「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業」という3つの取組みの方向性を掲げ、平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの5か年計画で県内建設産業の振興を進めました。

本章では、前プランにおける取組実績と課題を整理します。

「第3次熊本県建設産業振興プラン」に係る施策体系

目標	取組みの方向性	支援策
社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する持続可能な建設産業の実現	1 将来の建設産業を支える人材の確保・育成	(1) 働き方改革の推進 - 工事現場の休日の拡大 - 技能労働者の処遇改善 - 働き方改革への支援
		(2) 若年者等人材の確保 - 若手人材の確保 - 多様な人材の確保
		(3) 魅力ある職場づくりの推進 - 就労環境の整備 - 職場環境の整備
		(4) 建設現場の安全対策の強化 - 安全対策の強化 - 労働災害の防止
		(5) 若手技術者等の育成 - 若手技術者の育成 - 若手技能者の育成 - その他人材の育成 - 研修の場の充実
		(6) 戦略的広報の展開 イメージアップの推進
	2 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業	(1) 生産性の向上 - ICT活用の推進 - 適正な工期の設定
		(2) 県内企業の育成 - 県内企業の受注機会の確保 - 専門工事業の適切な活用
		(3) 技術力の向上 - 建設企業の技術力の評価 - 品質に優れた施工の推進 - 新技術・新工法の活用 - 研修の場の充実
		(4) 経営の効率化及び経営基盤の強化 - 企業合併等の支援 - 経営安定化の支援 - 新分野進出等への支援
		(5) 適正な市場環境づくり - 入札契約制度の改善 - 元請・下請関係の適正化 - 不良不適格業者の排除 - 国・市町村等との連携
	3 「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業	(1) 予算の安定的・継続的な確保 公共事業費の安定的な確保
		(2) 新たな制度等の構築 - 地域の維持管理の強化 - 災害時の対応強化 「地域の守り手」となる企業の育成
		(3) 社会貢献の推進 - 新分野進出等への支援 - 社会貢献活動への評価 - 環境に配慮した社会資本の整備の推進
		(4) 市町村支援 市町村への支援強化

【前プランの主な取組実績】

目標	取組みの方向性	支援策	主な取組みの実績
社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する持続可能な建設産業の実現	1 将来の建設産業を支える人材の確保・育成	(1) 働き方改革の推進	○週休2日試行工事の導入(H31.4月～) ※R5.4月～災害復旧工事等を対象に交替制型を導入 ○建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行(2件) ・R3:建築工事1件 R4:建築工事1件 ○働きやすい職場づくりを支援するための『出前「勤労者セミナー」』等の開催
		(2) 若年者等人材の確保	○建設企業魅力発見フェアの開催 【出展企業】R1:63社 R3:48社 R4:52社 R5:60社 【参加者】R1:約980人 R3:約630人 R4:約700人 R5:約500人 ※R2年度はパンフレットを制作し各校へ配付。R3年度はオンライン形式で実施 ○高校生の資格取得に対する支援 - R1:455人 R2:452人 R3:608人 R4:454人 R5:596人 ○民間教育機関での留学生向けの測量・建設専門課程の設置(H27年度～) 【本県における外国人労働者数】 - R1.10月:313事業所、1,166人 ⇒ R5.10月:464事業所、1,667人
		(3) 魅力ある職場づくりの推進	○社会保険等未加入対策として、県発注工事の元請・下請業者について、社会保険等加入業者に限定 ○女性や外国人など多様な人材に対応した職場環境改善に向けてモデル的な取組みを行う建設企業に対する補助 ・R1:35社 R2:23社 R3:33社 R4:12社 R5:17社
		(4) 建設現場の安全対策の強化	○建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する熊本県計画の策定(R2.3月) ・関係機関と連携し、安全対策等を推進 ○工事現場の安全対策の充実を図るために事故防止講習会を広域本部毎に実施
		(5) 若手技術者等の育成	○若手技術者育成のために従業員(40歳未満)の資格取得を支援する建設企業に対する補助 ・R1:100社304人 R2:91社262人 R3:127社376人 R4:100社325人 R5:94社315人 ○建設産業における人材研修の在り方を調査するための「建設産業人材育成研修に係るアンケート調査」の実施(R1.9月) ○建設技術センター研修の充実(研修講師への職員派遣延人数) ・R1:60人 R2:59人 R3:68人 R4:72人 R5:64人 ○技能士育成のための「技能振興センター」の整備(R6.3月竣工式) ○総合評価落札方式における「担い手育成タイプ」の導入(R5.6月) ※配置予定技術者の経験を評価する項目を削除
		(6) 戦略的広報の展開	○建設産業ガイダンスの開催 【出展団体】R1:15団体 R2:10団体 R3:13団体 R4:16団体 R5:12団体 【参加者】R1:約560人 R2:約300人 R3:約400人 R4:約300人 R5:約300人 ○高校生及び教員を対象とした現場見学会を開催する建設産業団体に対する補助 【実施回数】R1:10回 R2:3回 R3:4回 R4:8回 R5:8回
	2 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業	(1) 生産性の向上	○ICT活用工事の導入(H31.4月～) ・12工種まで拡大 ・実績205件 ○遠隔臨場試行のための環境整備の実施 ○債務負担行為の積極活用等による発注や施工時期の平準化の推進 ・平準化率(国交省調査) R1:0.87 R2:0.88 R3:0.86 R4:0.84
		(2) 県内企業の育成	○県内企業への発注率(件数ベース) 概ね98%で推移 ・R1:98.1% R2:98.2% R3:98.3% R4:98.6% R5:98.6%
		(3) 技術力の向上	○ICT活用工事の導入(H31.4月～)【再掲】 ・12工種まで拡大 ・実績205件 ○遠隔臨場試行のための環境整備の実施【再掲】 ○建設産業における人材研修の在り方を調査するための「建設産業人材育成研修に係るアンケート調査」の実施(R1.9月)【再掲】 ○建設技術センター研修の充実(研修講師への職員派遣延人数)【再掲】 ・R1:60人 R2:59人 R3:68人 R4:72人 R5:64人 ○技能士育成のための「技能振興センター」の整備(R6.3月竣工式)【再掲】
		(4) 経営の効率化及び経営基盤の強化	○合併特例措置の実施 ・適用件数:17件(R1～R5計) ○格付残留措置制度の導入(R1・2格付～)
		(5) 適正な市場環境づくり	○工事成績評定通知を速やかに行うよう発注機関に対して通知 ○国・市町村等の公共工事発注機関相互の連携を図るための九州ブロック発注者協議会熊本県部会や県公共工事契約業務連絡協議会の開催

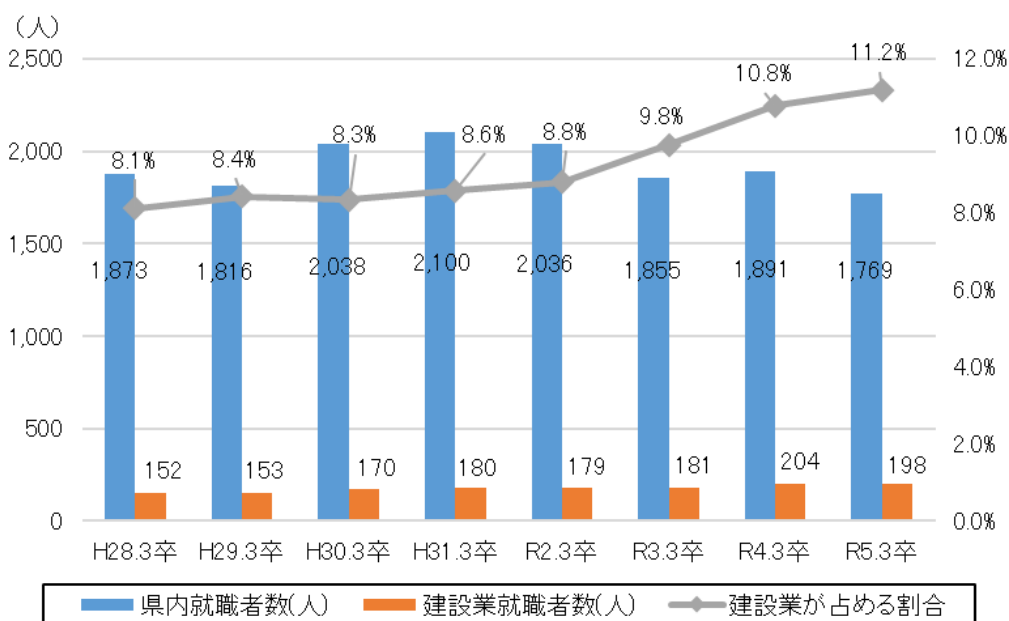
目標	取組みの方向性	支援策	主な取組みの実績
創造する持続可能な建設産業の実現	3「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業	(1) 予算の安定的・継続的な確保	○公共投資予算の安定的な総額確保のための政府要望の実施
		(2) 新たな制度等の構築	○上益城地域振興局における地域維持型JVの導入 ○地域振興局(広域本部)を超えた広域支援活動の実施に向けた建設産業団体との意見交換の実施 ○災害協定締結等を行った建設企業に対して格付及び総合評価落札方式において評価実施 ○専門工事業の分離発注の実施
		(3) 社会貢献の推進	○「熊本県グリーン購入推進方針」に適合する県内製造のリサイクル建設資材の優先使用の推進 ○格付や総合評価落札方式において評価
		(4) 市町村支援	○国・市町村等の公共工事発注機関相互の連携を図るための九州ブロック発注者協議会熊本県部会や県公共工事契約業務連絡協議会の開催【再掲】 ○市町村の電子入札システムの導入促進 【導入市町村数】R1:19市町村 ⇒ R5:31市町村

【 取組みの成果と課題 】

① 人材の確保・育成

- 県内建設産業団体等と連携し、高校生等に対する人材確保の取組みを進めた結果、県内新規高校卒業者の県内就職者数は減少傾向にある中で、建設業就職者数は横ばいから増加傾向にあり、また、建設業が占める割合は増加してきています。(図4)
- しかし、建設産業の人手不足や従事者の高齢化の状況は続いており、今後も引き続き、人材の確保・育成に取り組む必要があります。

図4 県内新規高校卒業者の就職者の推移

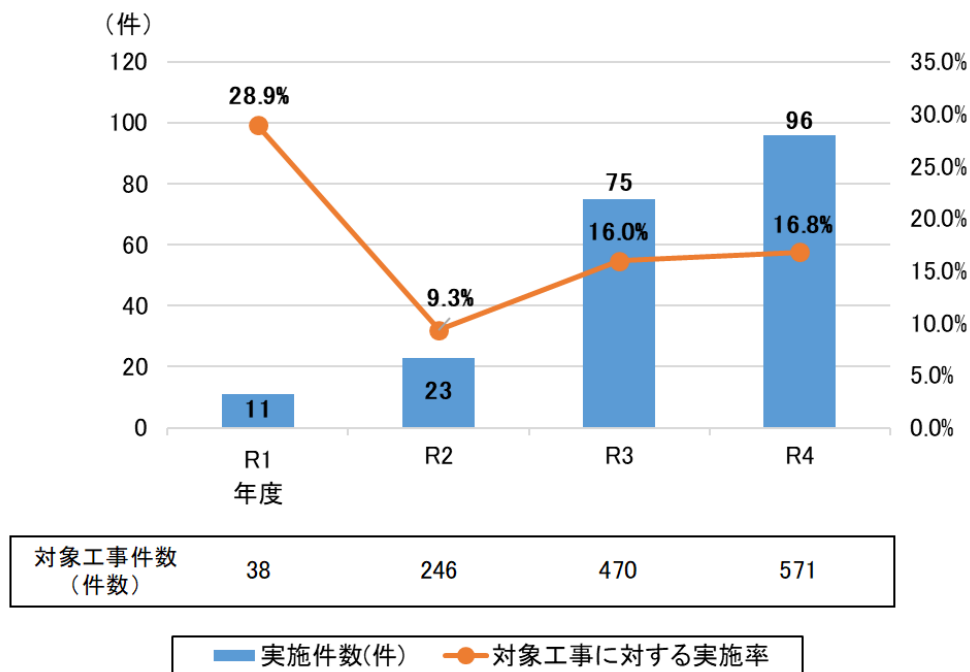


【出典：県内新規高等学校卒業者の職業紹介状況（熊本労働局）】

② 生産性の向上等

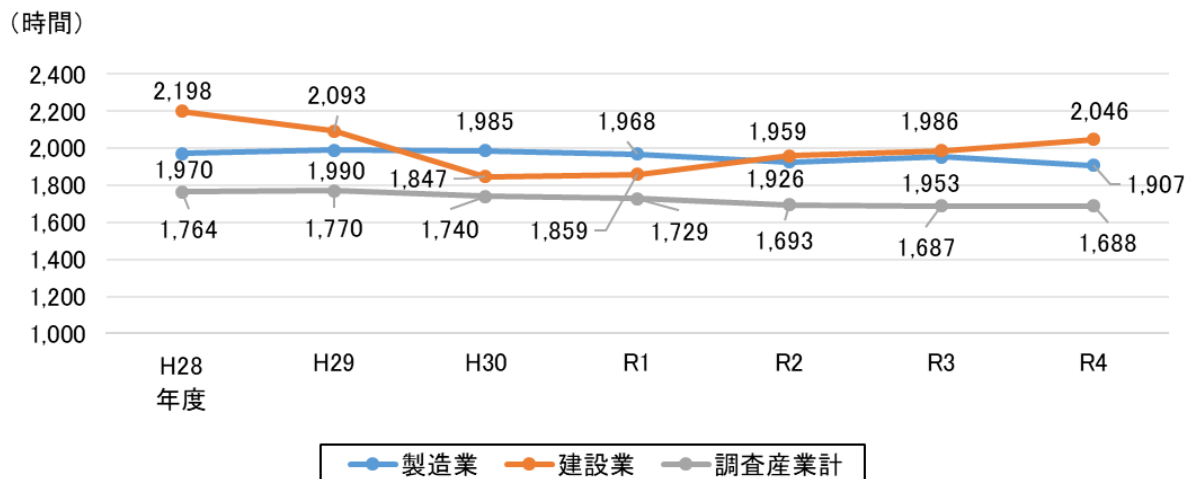
- 県発注のICT活用工事について、令和元年度（2019年度）から取組みを進めた結果、対象工事件数・実施件数ともに増加しています。（図5-1）
- 一方で、県内常用労働者の総実労働時間数について、建設業は平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）にかけて減少していましたが、熊本地震や令和2年7月豪雨災害等の影響もあり、令和元年度（2019年度）以降は増加に転じています。（図5-2）
- 限られた人員の中で、社会インフラ整備等を進めるためには、ICT施工等のデジタル技術の活用促進など生産性向上に取り組む必要があります。

図5-1 県発注のICT活用工事の実施状況



【出典：県農林水産部技術管理課、県土木部土木技術管理課】

図5-2 県内常用労働者の総実労働時間数の推移

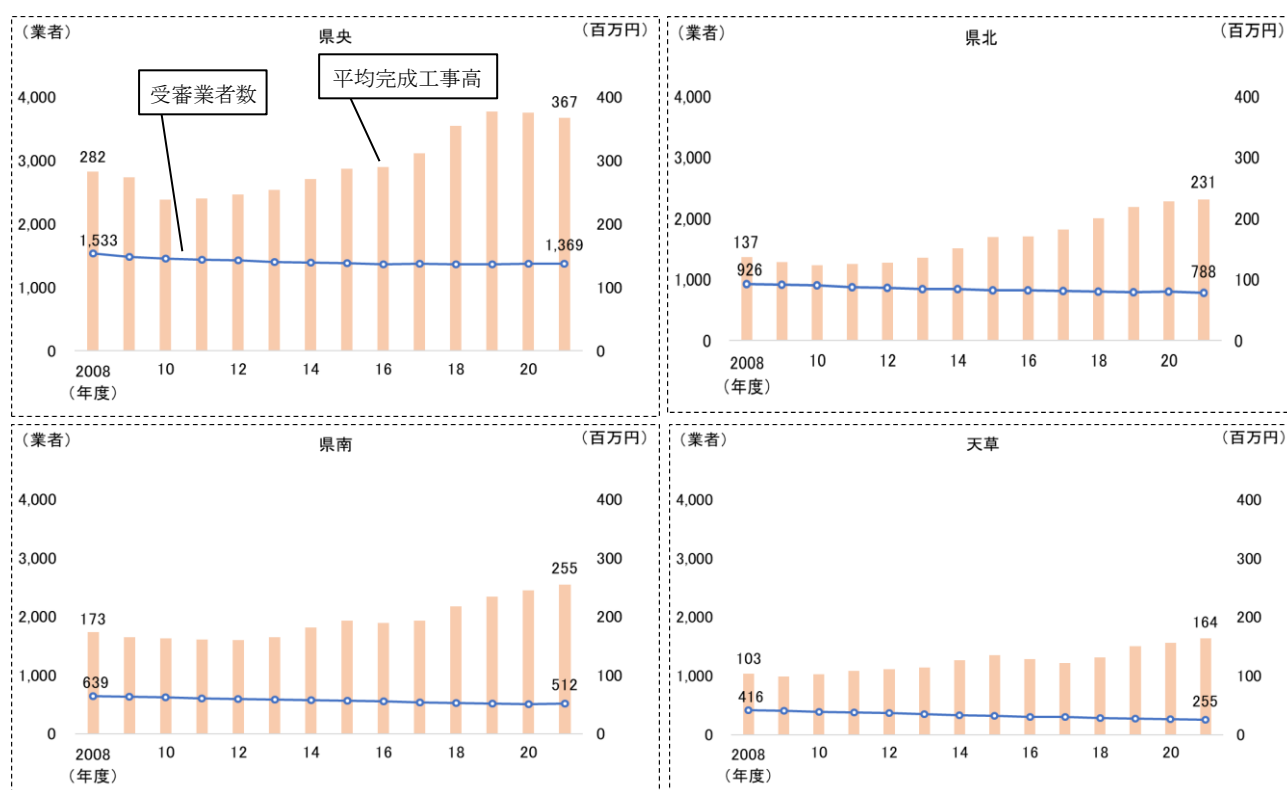


【出典：熊本県の賃金・労働時間及び雇用の動き（県企画振興部統計調査課）】

③ 地域に貢献する建設産業

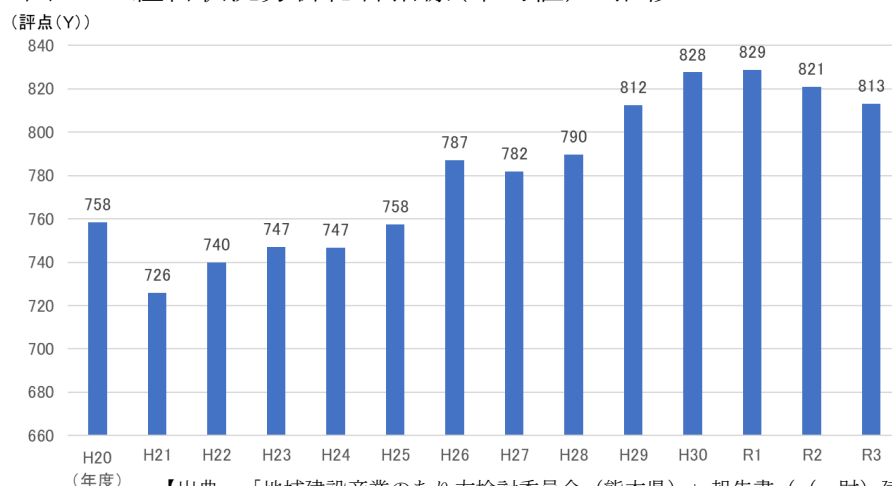
- 県内各地域における着実な社会資本整備のための公共投資予算の確保や透明で公正な市場環境づくり等を進めた結果、県内建設企業の1者当たりの平均完成工事高は増加傾向にあります。(図6-1)
- また、経営状況分析※2の総合指標である評点(Y)についても改善傾向にあります。(図6-2)
- 地域の安全・安心を担う「地域の守り手」として積極的に活躍する建設企業を育成するためには、今後も引き続き、持続可能な建設産業の育成に取り組む必要があります。

図6-1 経営事項審査受審業者数と1者当たり平均完成工事高の推移(地域別)



【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」報告書（（一財）建設業情報管理センター）】

図6-2 経営状況分析総合指標(平均値)の推移



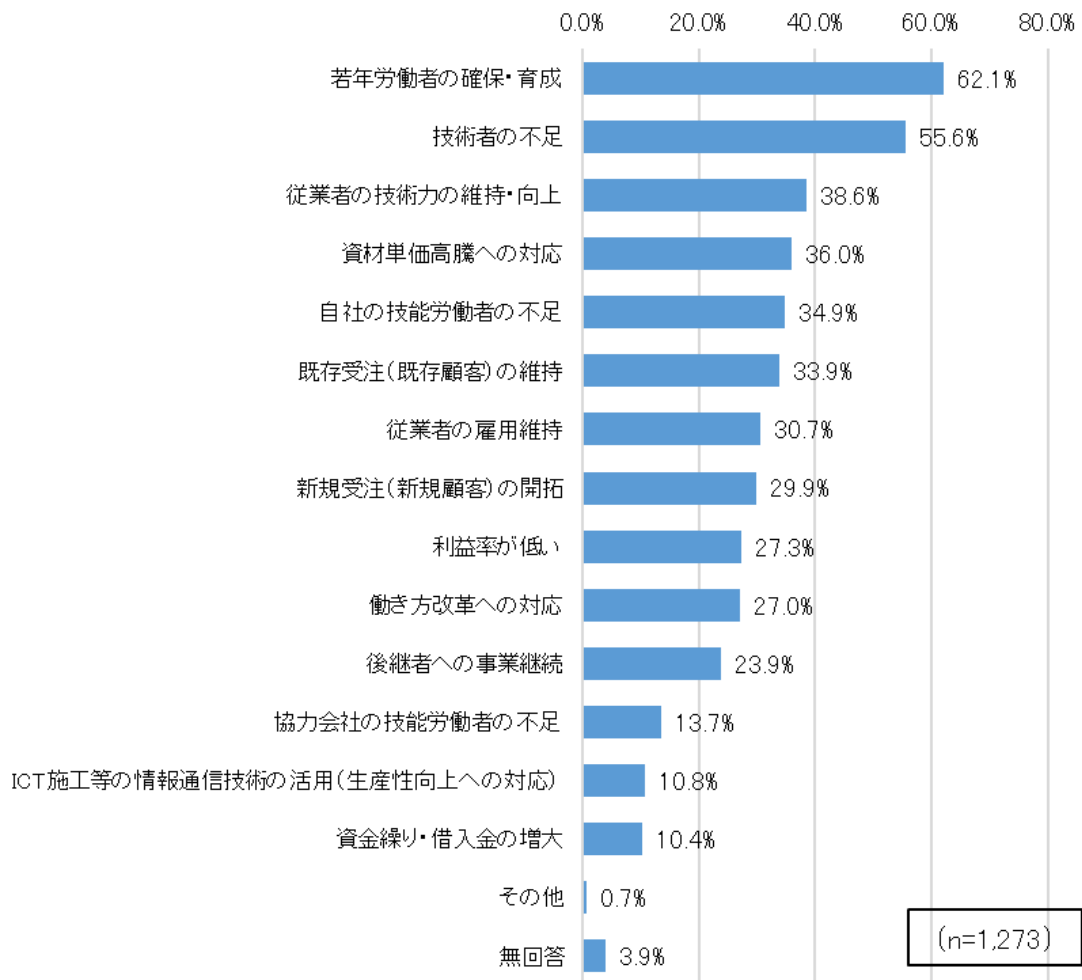
【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」報告書（（一財）建設業情報管理センター）】

第3章 本県の建設産業の現状と課題

「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」※3（（一財）建設業情報管理センター）において実施した建設企業を対象としたアンケート調査の結果（以下「建設企業アンケート結果」という。）では、経営者が考える経営上の課題として、「若年労働者の確保・育成」が約62%と最も多く、次いで「技術者の不足」の約56%、「従業員の技術力の維持・向上」の約39%など、人材の確保・育成を課題に挙げる企業が多くありました。（図7）

本章では、建設産業の課題について、まずは、「人材の確保・育成」の面から、次に、「就業環境」、「経営環境」の面から課題を整理していきます。

図7 経営者が考える経営上の課題（複数回答）



【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

1 人材の確保・育成の現状

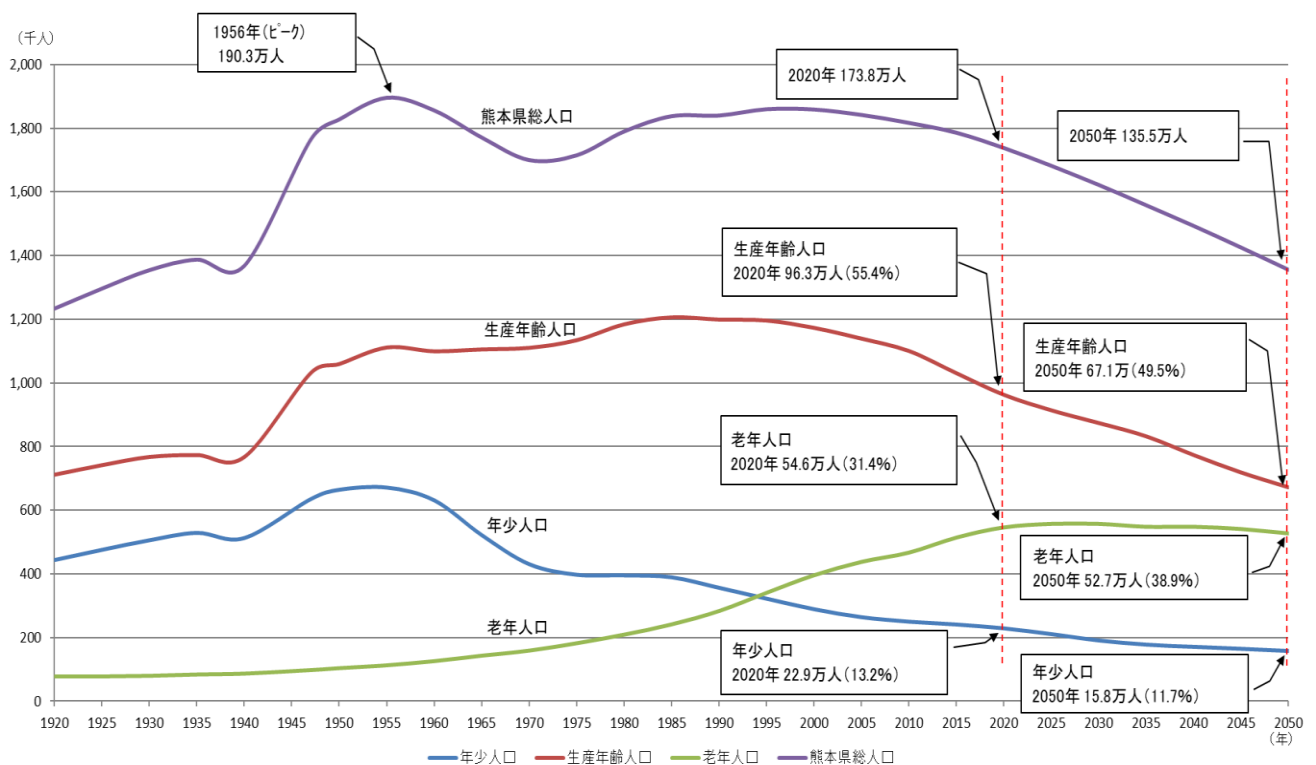
(1) 本県の人口推移と将来推計

- 本県の人口は、2000 年以降減少を続け、2020 年には 173.8 万人まで減少しています。総人口の減少とともに、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が減少していますが、老年人口（65 歳以上）は増加を続けており、2020 年の高齢化率（老年人口／総人口）は 31.4%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も人口減少は続き、2050 年には総人口が 135.5 万人まで減少すると見込まれています。また、高齢化率は 2020 年の 31.4%から 2050 年には 38.9%まで 7.5%上昇する一方、生産年齢人口は 5.9%（29.2 万人）低下することが予測されています。（図 8-1）

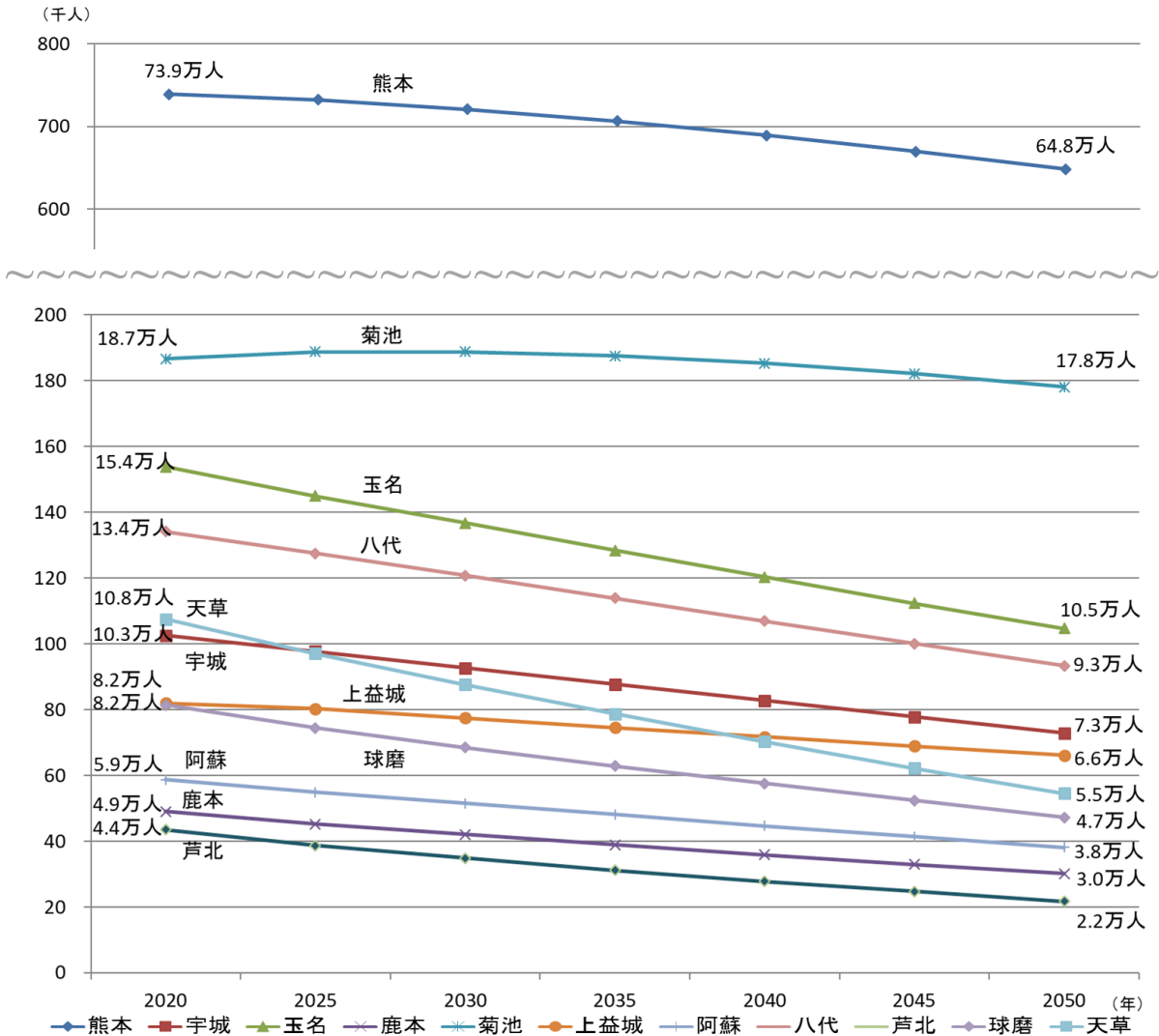
- 県内を地域別に見ても 2020 年の人口と 2050 年の将来推計を比べた場合、全ての地域で人口は減少する予測となっています。（図 8-2）

図 8-1 本県の年齢3区分人口の推移



【出典：2020 年までは国勢調査、人口推計（総務省）／2025 年以降は日本の地域別将来推計人口（社人研）】

図 8-2 県内地域別人口の将来推計



【出典：2020 年は国勢調査、人口推計（総務省）／2025 年以降は日本の地域別将来推計人口（社人研）】

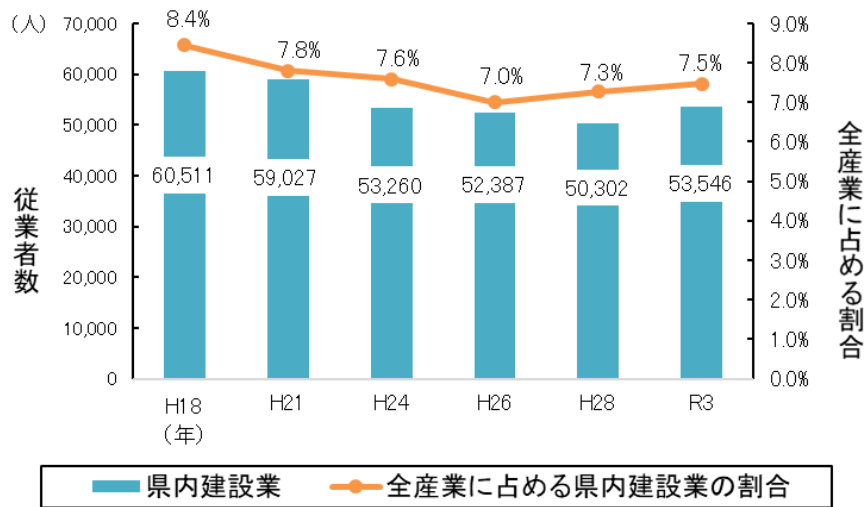
(2) 県内建設業従業者と求人・就職の状況

○ 県内建設業従業者は、平成 18 年（2006 年）から平成 28 年（2016 年）にかけて約 1 万人（約 17%）減少していますが、平成 28 年（2016 年）から令和 3 年（2021 年）にかけては、約 3,200 人（約 6%）増加し、持ち直しの動きも見られます。（図 8-3）

○ 県内の建設業における新規高等学校卒業者の求人数は、平成 26 年（2014 年）以降、増加が続き、令和 5 年（2023 年）3 月卒は 1,316 人となっています。また、就職者数も 200 人程度に増加しています。

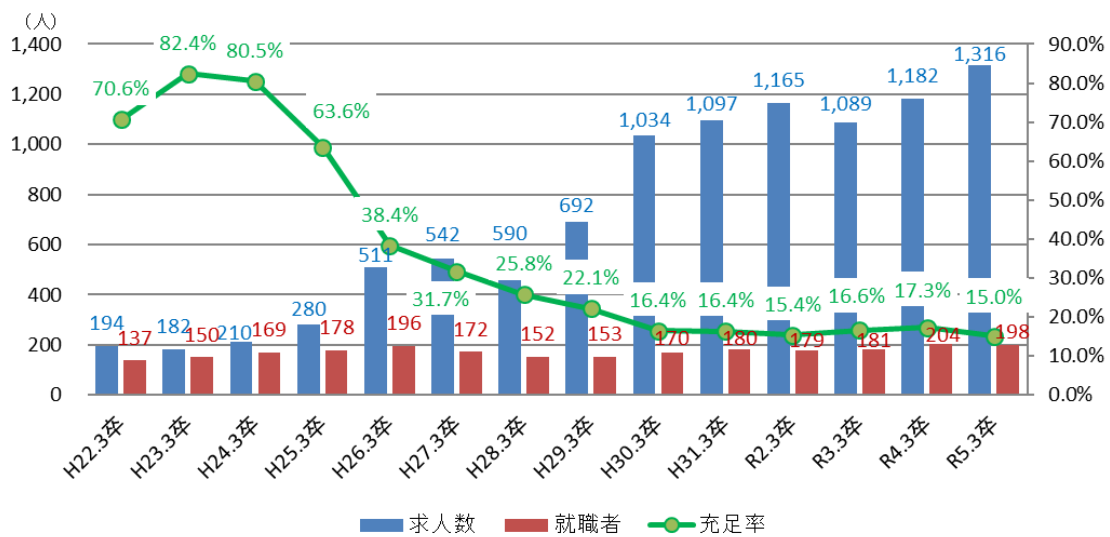
しかし、求人数が就職者数を大幅に上回っているため、充足率（就職者数 ÷ 求人数）は、令和 5 年（2023 年）3 月卒で約 15%と非常に低い水準が続いています。（図 8-4）

図 8-3 県内建設業従業者の推移



【出典：経済センサス（総務省）】

図 8-4 県内建設業における新規高等学校卒業者の求人・就職状況

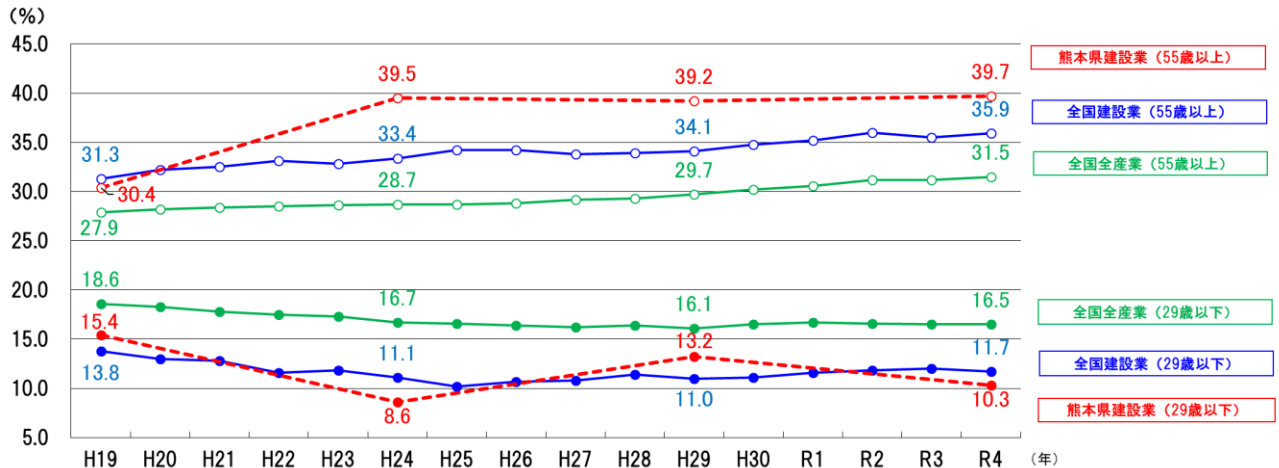


【出典：県内求人受理及び県内就職状況（熊本労働局）】

(3) 県内建設業従業者の年齢構成の状況

- 県内建設業従業者は、55歳以上の割合が約40%と全国平均の約36%を上回り高齢化が進行しています。また、29歳以下の従業者の割合は、平成29年（2017年）から約3%低下し、約10%になっています。（図8-5）

図8-5 県内建設業従業者の年齢構成の推移

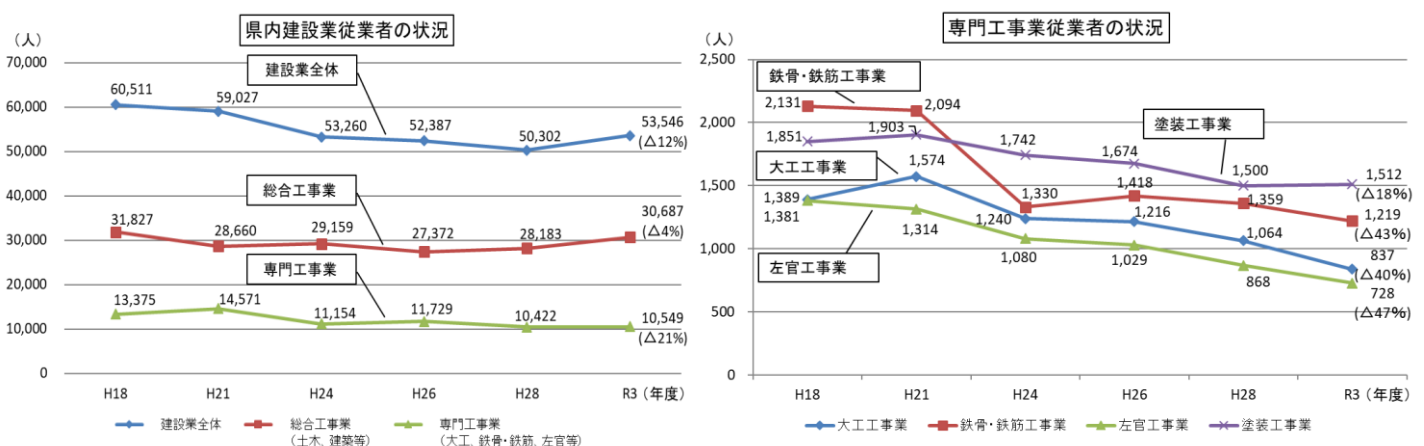


【出典：建設業就業構造基本調査（総務省）、労働力調査（総務省）】

(4) 不足する人材の内訳等

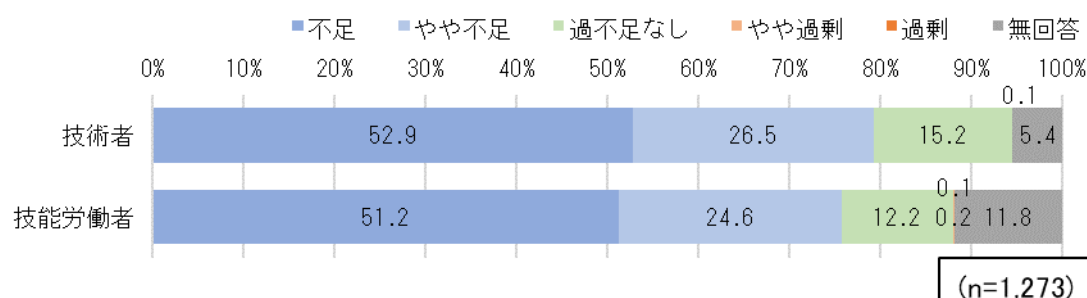
- 県内建設業の従業者は、総合工事業に比べ、主に現場で直接作業をする専門工事業の減少率が高くなっており、専門工事業の中でも、特に左官工事業の従業者が平成18年度（2006年度）から令和3年度（2021年度）にかけて約47%の減少、鉄骨・鉄筋工事業が約43%の減少、大工工事業が約40%の減少、塗装工事業が約18%の減少となっています。（図8-6）
- また、建設企業アンケート結果を見ると、技術者及び技能労働者の不足感は、いずれも過半数の建設企業が「不足」と感じており、「やや不足」を含めると約8割が不足感があると回答しています。（図8-7）

図8-6 工種別の県内建設業従業者の推移



【出典：経済センサス（総務省）】

図 8-7 技術者・技能労働者の不足感



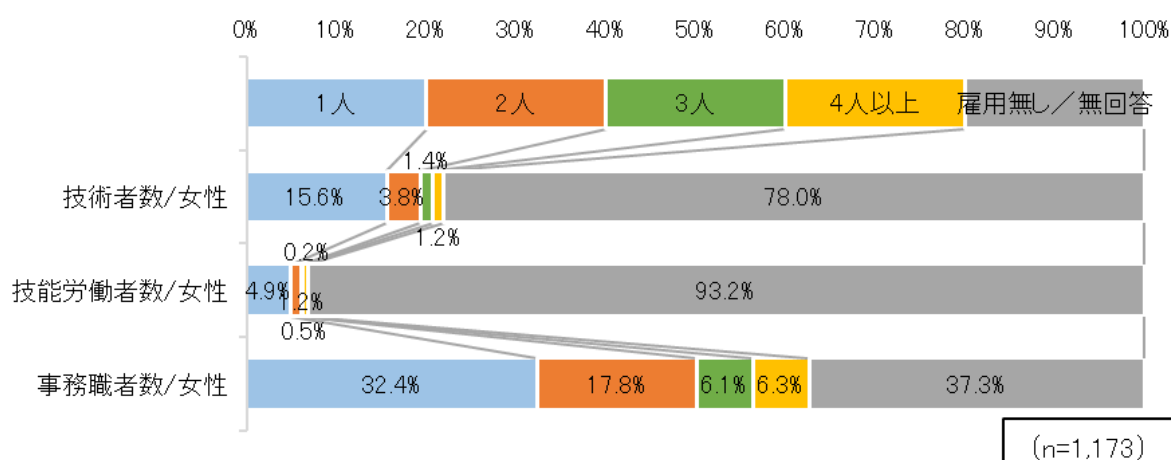
【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

(5) 県内建設業における女性の雇用状況

- 常用労働者として女性の技術者・技能労働者を雇用している建設企業はまだ少なく（約 22%）、雇用している場合でも技術者で 1 人（約 16%）、2 人（約 4%）程度となっています。

また、技能労働者ではさらに少なく（約 7%）、このうち雇用が 1 人（約 5%）の建設企業が大半を占めています。（図 8-8）

図 8-8 職種別常用労働者のうち女性の雇用状況

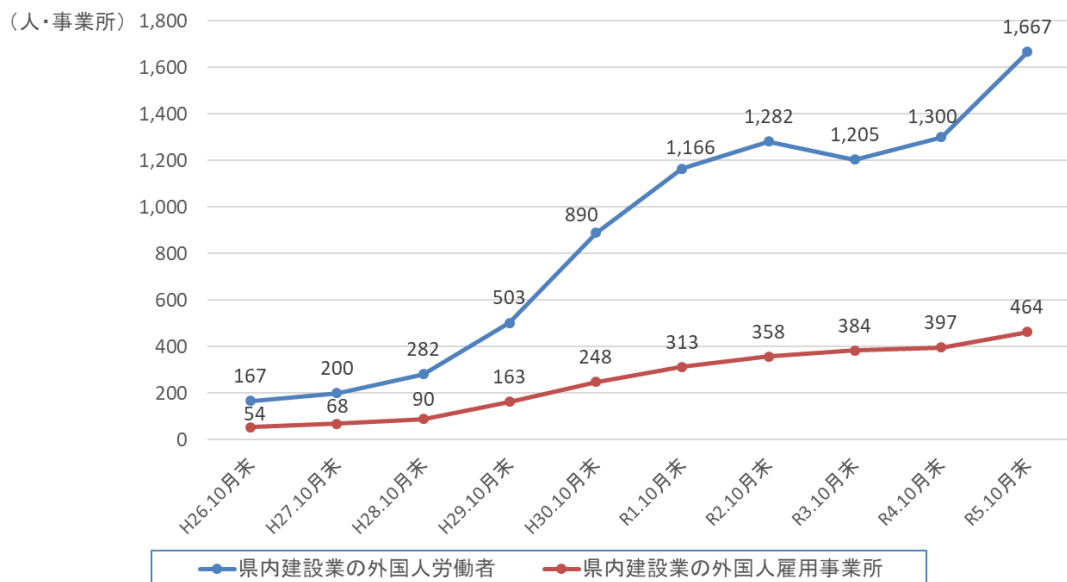


【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

(6) 県内建設業における外国人雇用の状況

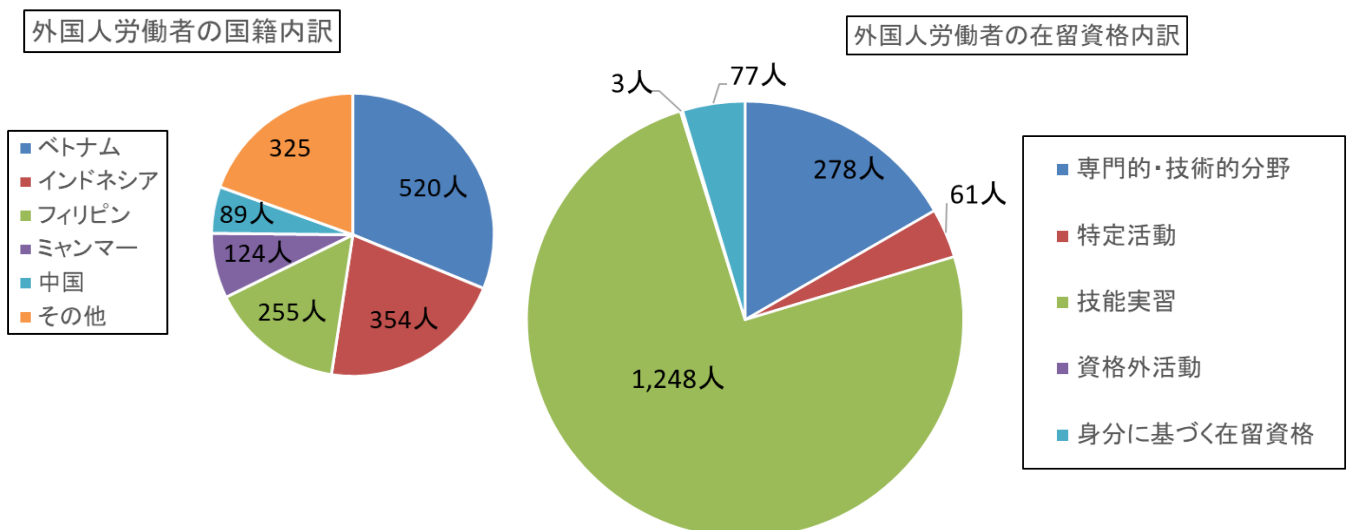
- 県内の建設企業で働く外国人労働者は、県内建設業従業者(R3:53,546人)と比較すると少数であるものの、増加傾向にあります。(図8-9)
- 県内の建設企業で働く外国人労働者の国籍は、ベトナムが520人と最も多く、次いでインドネシアの354人となっています。
また、在留資格は、技能実習が1,248人と最も多く、次いで専門的・技術的分野の278人となっています。(図8-10)
- 建設産業で深刻化する人手不足に対応するためには、外国人の受入れが必要不可欠になってくると考えられます。
- そのためには、新たな在留資格として創設された「育成就労」制度等の活用を進める必要があります。

図8-9 県内建設業の外国人労働者等の推移



【出典：「外国人雇用状況」の届出状況集計結果（熊本労働局）】

図8-10 外国人労働者の国籍、在留資格の内訳(R5.10月末)

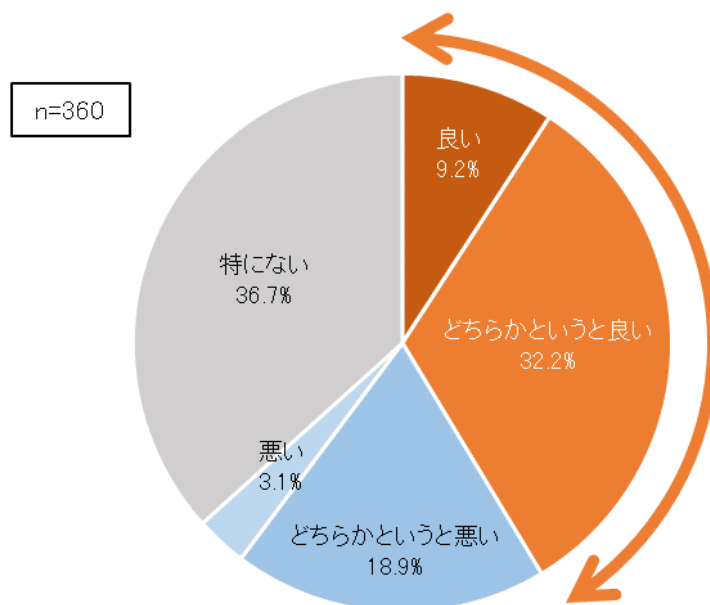


【出典：「外国人雇用状況」の届出状況集計結果（熊本労働局）】

(7) 建設産業に対するイメージ

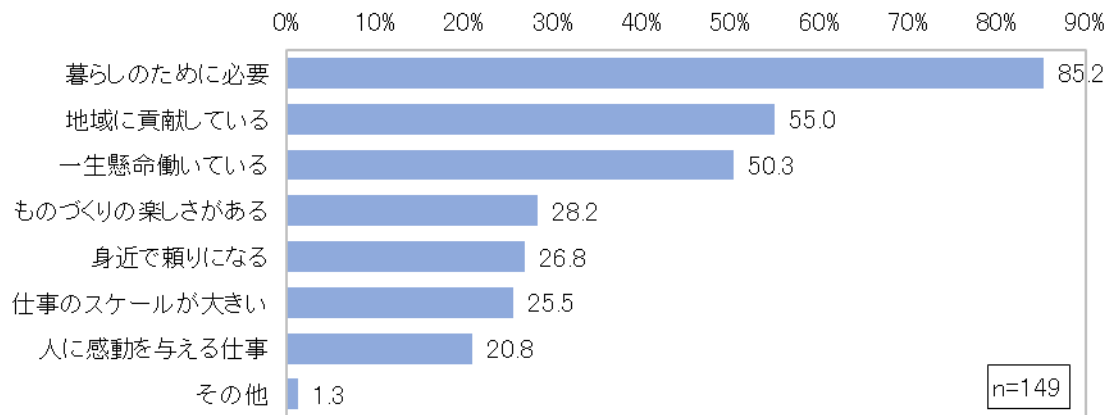
- 「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」で実施した「県内在住者」を対象としたアンケート調査（有効回答数 360 件）における建設産業に対するイメージは、「良い」又は「どちらかというが良い」が約 41%を占めています。（図 8-11）
- 良いイメージ（「どちらかというが良い」を含む。）の理由としては、「暮らしのために必要」が約 85%と最も高く、次いで「地域に貢献している」が約 55%となっています。これは、熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨災害での復旧・復興といった災害時対応などが建設産業の社会における役割や重要性を再認識するきっかけとなり、良いイメージを持つ結果につながっているものと推察されます。（図 8-12）
- また、悪いイメージ（「どちらかというが悪い」を含む。）の理由としては、「体力的につらそう」が約 70%と最も高く、次いで「危険そう」の約 58%、「勤務時間・休日が不規則そう」の約 47%となっています。（図 8-13）

図 8-11 建設産業に対するイメージ



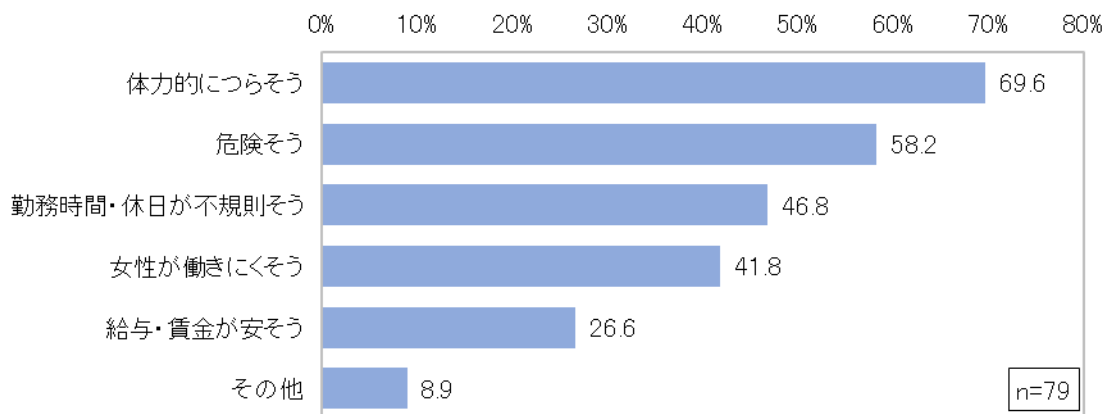
【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

図 8-12 建設産業に「良い」・「どちらかというが良い」イメージを持つ理由
(複数回答)



【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

図 8-13 建設産業に「どちらかというが悪い」・「悪い」イメージを持つ理由
(複数回答)



【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

2 就業環境の現状

(1) 県内建設業従事者の処遇状況

- 令和5年(2023年)の県内産業別1人平均月間現金給与総額は、建設業で380,429円となっており、前プラン計画初年の令和元年(2019年)の296,608円から約28%増加しています。

また、令和5年(2023年)は、全産業(調査産業計)平均の286,192円と比べ、94,237円(約33%)高くなっています。(図9-1)

- 給与総額と実労働時間数によって試算した建設業の1時間当たりの単価についても上昇しています。(図9-2)
- 一方、県内建設業の1人平均月間出勤日数及び実労働時間数は、ともに全産業(調査産業計)と比べ、多い結果となっています。(図9-3、図9-4)
- 建設産業においては、給与総額が比較的高いことが魅力となる一方、今後、多様な人材を確保するためには、生産性向上と働き方改革による休日の確保や実労働時間の短縮が求められます。

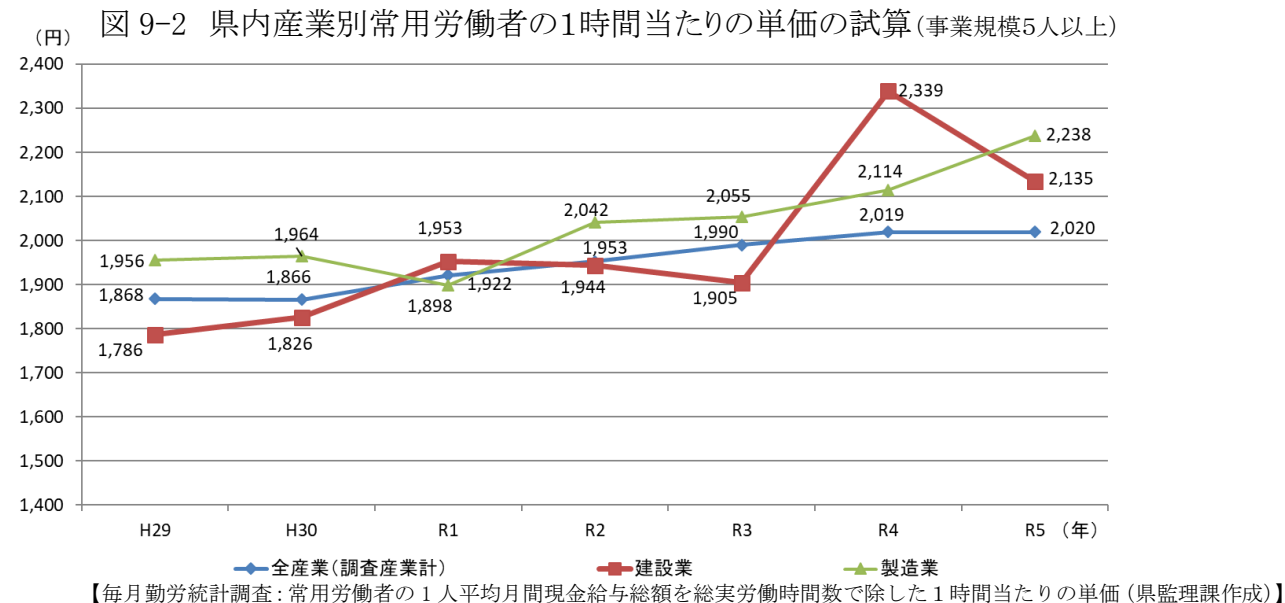
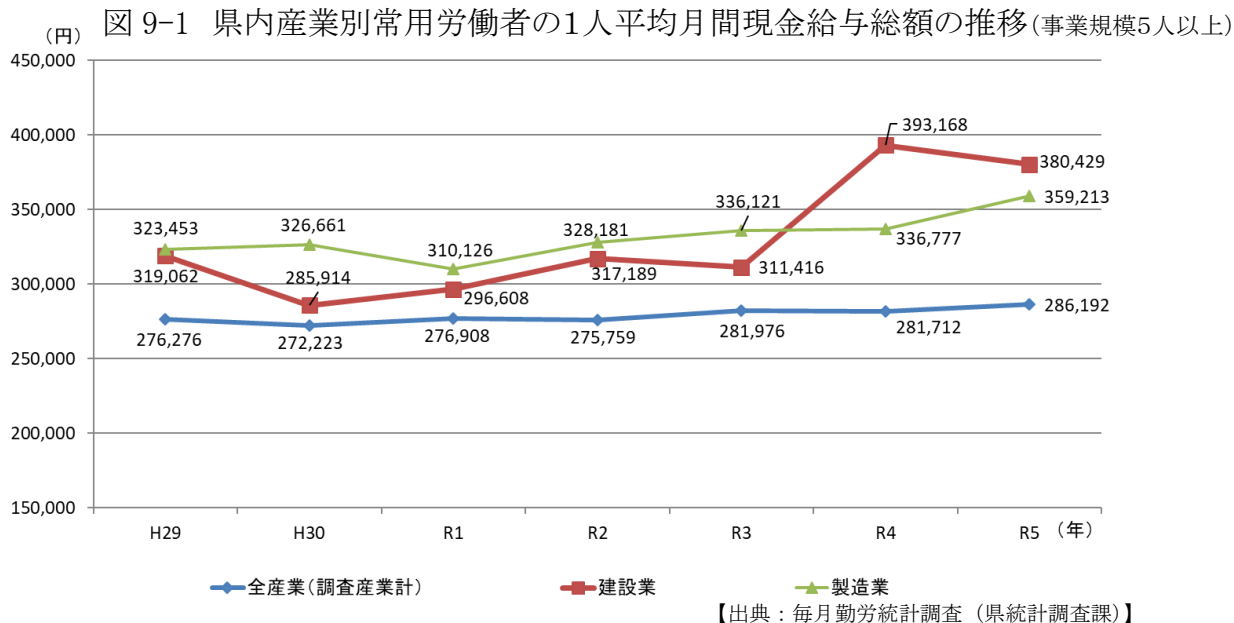
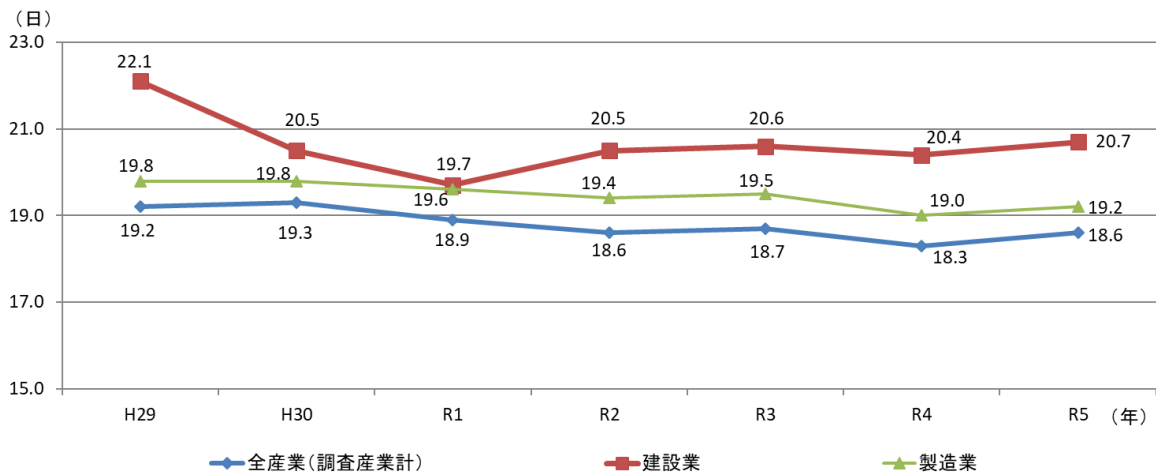
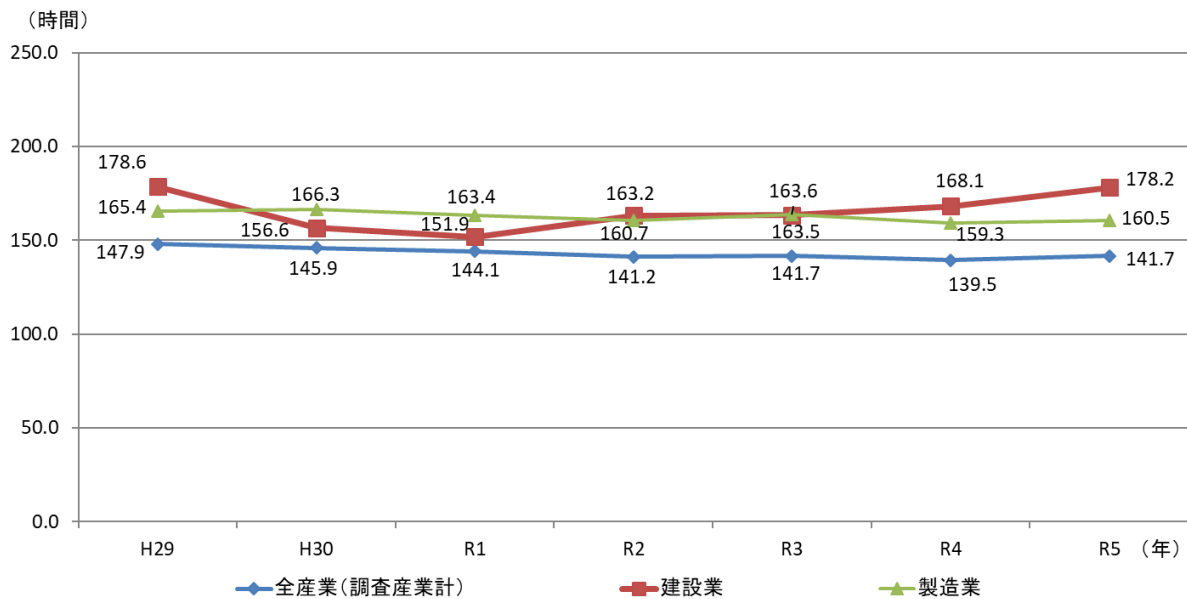


図 9-3 県内産業別常用労働者の1人平均月間出勤日数(事業規模5人以上)



【出典：毎月勤労統計調査（県統計調査課）】

図 9-4 県内産業別常用労働者の1人平均月間実労働時間数(事業規模5人以上)



【出典：毎月勤労統計調査（県統計調査課）】

【参考】毎月勤労統計調査

○常用労働者（パートタイム労働者を含む）

- ・ 期間を定めずに雇われている者
- ・ 1 か月以上の期間を定めて雇われている者

○出勤日数

- ・ 労働者が実際に出勤した日数のこと

※有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日とはならない

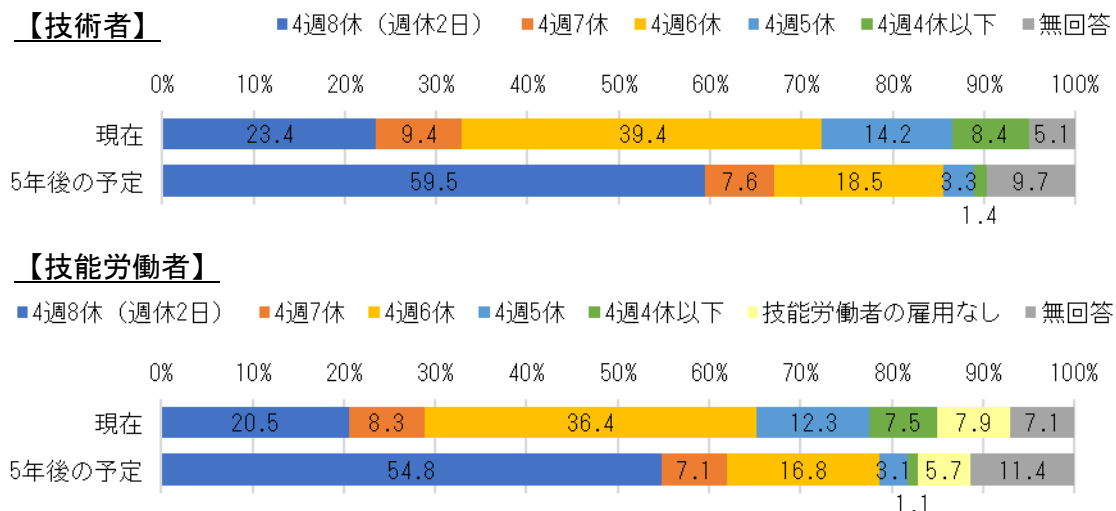
○実労働時間数

- ・ 労働者が実際に労働した時間数のこと

(2) 技術者及び技能労働者の休日の状況

- 建設企業アンケート結果によると、技術者・技能労働者ともに4週6休が最も多く、5年後（令和9年（2027年））には全体の約6割が4週8休（週休2日）に移行するとの考えを示されています。（図9-5）

図9-5 技術者及び技能労働者の休日数

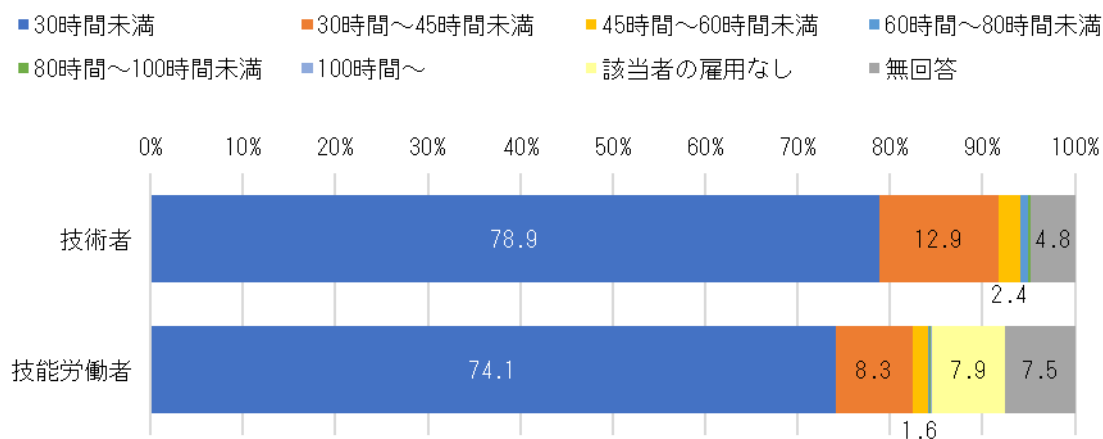


【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

(3) 技術者及び技能労働者の平均残業時間の状況

- 建設企業アンケート結果によると、技術者・技能労働者の平均残業時間は、いずれも45時間未満が大半を占める状況となっています。（図9-6）

図9-6 技術者及び技能労働者の平均残業時間

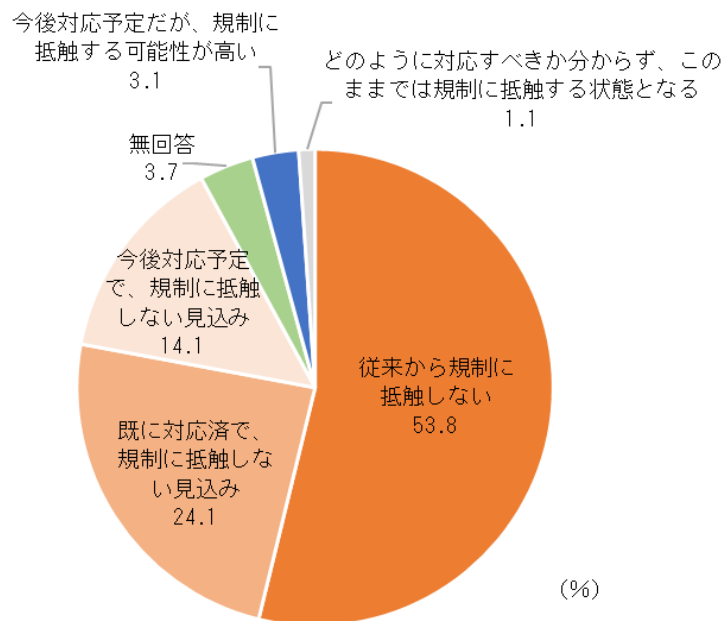


【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

(4) 時間外労働の上限規制への対応状況

- 建設企業アンケート結果によると、時間外労働の上限規制（R6.4月適用）への対応については、「従来から規制に抵触しない」の約54%、「既に対応済で、規制に抵触しない見込み」の約24%、「今後対応予定で、規制に抵触しない見込み」の約14%を合わせると9割以上の建設企業は規制に抵触しない見込みとなっています。（図9-7）
- 一方で、規制に抵触する可能性があると答えた建設企業も僅かにあり、早急に対応することが求められます。

図9-7 時間外労働の上限規制への対応

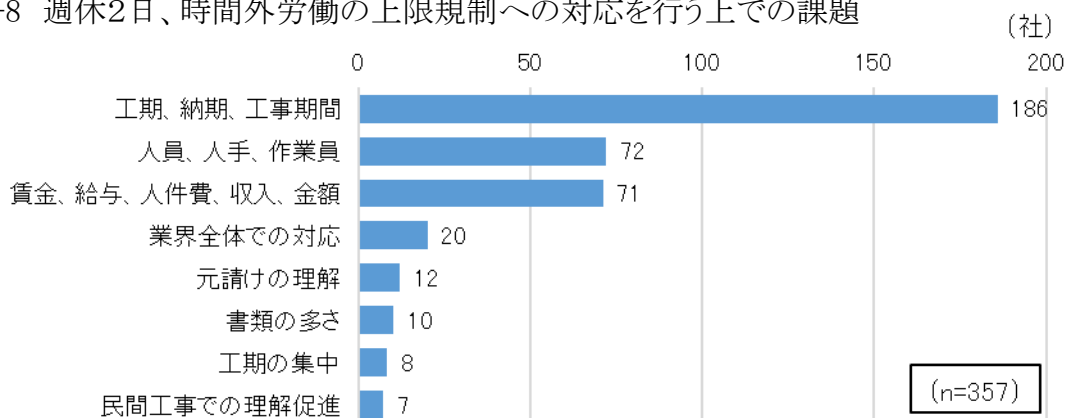


【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

(5) 週休2日、時間外労働の上限規制への対応を行う上での課題

- 建設企業アンケート結果によると、週休2日並びに時間外労働の上限規制への対応を行う上での課題は、「適切な工期設定」や「人材の確保」、「給与体系の見直し」などが挙げられています。（図9-8）

図9-8 週休2日、時間外労働の上限規制への対応を行う上での課題



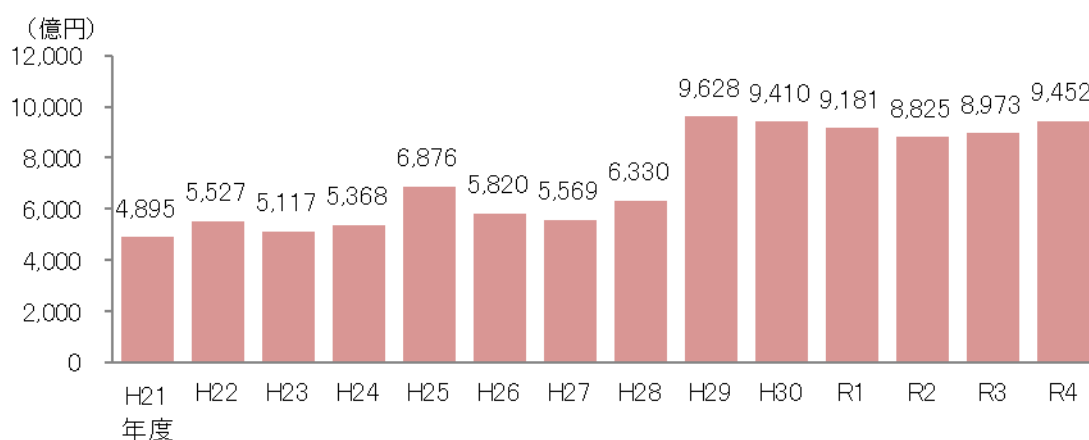
【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

3 経営環境の現状

(1) 県内建設工事費の状況

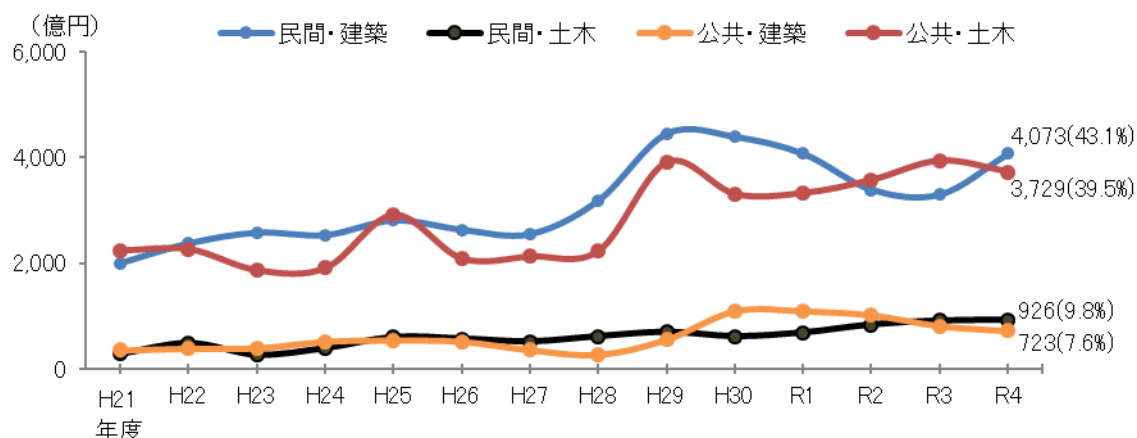
- 本県の建設投資は、熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興、国土強靱化対策等の影響により、平成29年度（2017年度）から急激に増加しています。（図10-1）
- 令和4年度（2022年度）の建設投資額の内訳は、民間建築の4,073億円（約43%）が最も大きく、次いで公共土木の3,729億円（約40%）となっています。（図10-2）

図10-1 県内建設工事費の推移(公共+民間)



【出典：県内建設投資総額（建設総統計年度報：国土交通省公表資料）】

図10-2 県内建設工事費(内訳)の推移

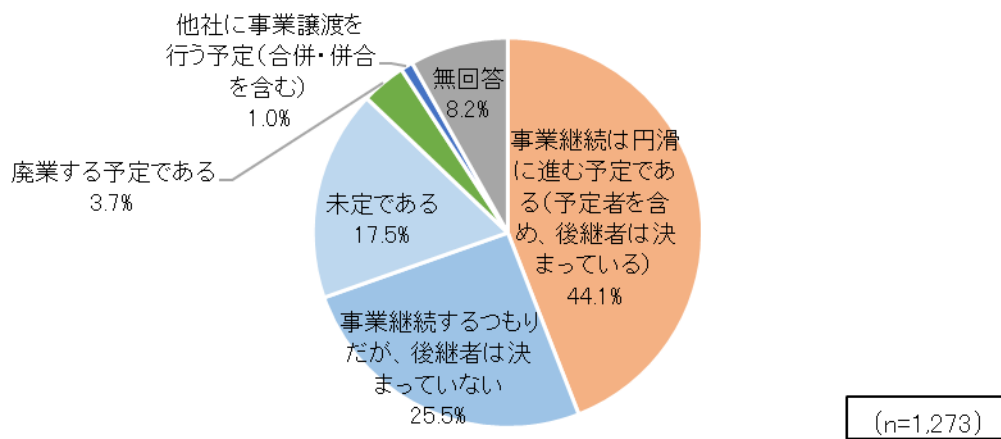


【出典：県内建設投資総額（建設総統計年度報：国土交通省公表資料）】

(2) 事業承継の状況

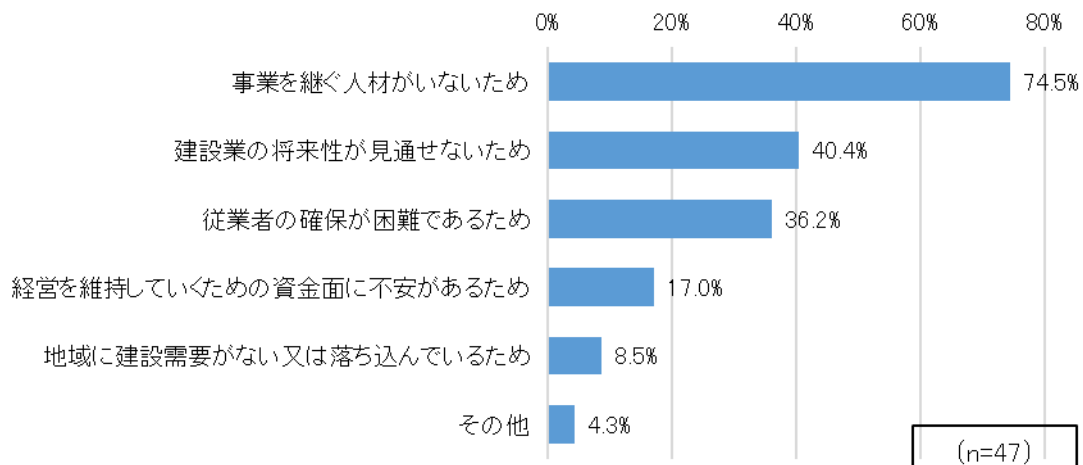
- 建設企業アンケート結果によると、「事業継続は円滑に進む予定である」(約 44%) という建設企業が多いものの、「事業継続するつもりだが、後継者は決まっていない」(約 26%)、「未定である」(約 18%) と、今後の見通しがはっきりしていない建設企業も合わせて約 43%ある状況です。(図 10-3)
- また、「廃業する予定である」(約 4%) と回答した建設企業もあり、廃業理由としては、「事業を継ぐ人材がいらないため」が約 75%と最も高く、次いで「建設業の将来性が見通せないため」の約 40%、「従業員の確保が困難であるため」の約 36%となっています。(図 10-4)

図 10-3 事業承継の今後の見通し



【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

図 10-4 廃業する予定と回答した建設企業の理由



【出典：「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」アンケート結果（（一財）建設業情報管理センター）】

4 県内建設産業の課題

(1) 人材の確保・育成の課題

本県の人口は、2050年に135.5万人と、今後、更に人口減少が進むと見込まれており、生産年齢人口の減少や技術者の高齢化に伴い、「人材確保」や「技術・技能の承継」など、建設産業の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

そのため、引き続き、働く方々のニーズの多様化などの変化に対応できる環境整備に取り組むとともに、建設産業の魅力を発信することにより若年層等への入職促進が求められます。

また、新たな在留資格として創設された「育成就労」制度の活用など、外国人をはじめ多様な人材を積極的に受け入れていく必要があります。

(2) 就業環境の課題

生産年齢人口の減少や、実労働時間の短縮など若年層をはじめ働く方々のニーズの多様化に対応するためには、建設DXへの取組みによる生産性向上並びに業務体制見直し等による働き方改革が求められます。

特に、他産業で一般的になっている週休2日制については、建設産業団体等における取り組みや行政におけるきめ細かな制度運用に加え、民間発注者及び社会全体も含めた理解醸成が必要です。

(3) 経営環境の課題

本県の建設投資は、令和4年度（2022年度）で9,452億円となっており、熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興、国土強靱化対策等の影響により、平成29年度（2017年度）から急激に増加しています。

また、県内の建設業許可業者数は、令和5年度（2023年度）で6,952者となっており、平成28年度（2016年度）以降は増加傾向にあります。

この状況下において、建設企業アンケート結果によると県内建設企業の約4割は後継者が決まっておらず、事業の継続が懸念されています。

人口減少社会が進展する中において、良質な社会資本を提供できる「地域の担い手」として、更には、地域の安全・安心を担う「地域の守り手」として建設産業が担う役割を将来にわたり果たしていくためには、経営体として生産性を向上させる新しいテクノロジーにも対応できる技術力と社会の要請に柔軟に対応できる経営力の強化・維持が求められます。

そのため、発注者は適正な設計・積算や施工条件の明示、適切な工期設定等に努めるとともに、受発注者双方が、適正な市場環境づくりに取り組むことが必要です。

第4章 基本目標と取組みの方向性

県では、これまで「熊本県建設産業振興プラン」、「新熊本県建設産業振興プラン」及び「第3次熊本県建設産業振興プラン」に基づき、建設産業の振興に取り組んできました。

県内建設産業は、社会基盤整備をはじめ、災害への対応など「地域の守り手」として不可欠な存在です。また、広域幹線道路ネットワークの整備や半導体関連産業の集積地域を含む熊本都市圏の渋滞対策、防災・減災、国土強靱化対策などを支える重要な産業でもあります。

その一方、生産年齢人口の減少や技術者の高齢化に伴い、人材確保や技術・技能の承継など、「担い手の確保・育成」が喫緊の課題となっています。

今回の「第4次熊本県建設産業振興プラン」では、「地域を守り、未来をつくる建設産業の持続・発展」を基本目標に、「人材の確保・育成」・「生産性向上と働き方改革」・「持続可能な建設産業の育成」に取り組むこととし、県内建設産業団体や関係機関と引き続き緊密に連携しながら、目標の実現に向けて着実に取組みを進めていきます。

〔基本目標〕

地域を守り、未来をつくる建設産業の持続・発展

〔取組みの方向性〕

◆ 人材の確保・育成

～ 熊本を守り、未来をつくる人材を確保・育成します ～

社会基盤整備をはじめ災害への対応、さらには地域の雇用・経済に欠かすことのできない建設産業の担い手確保のため、建設産業への理解促進を図るとともに、若者をはじめ多様な人材の確保・育成に取り組めます。

◆ 生産性向上と働き方改革

～ 生産性向上と働き方改革を進め建設産業の可能性を広げます ～

限られた人員と実労働時間の短縮の動きの中において、建設産業が多様な人材から選ばれるよう、建設DXへの取組みなどによる生産性向上や業務体制見直しによる働き方改革に取り組めます。

◆ 持続可能な建設産業の育成

～ 技術と経営に優れ地域に貢献する建設産業を育成します ～

良質な社会資本を提供できる技術と経営に優れた建設産業の育成並びに地域の安全・安心を担う「地域の守り手」として積極的に活躍する建設企業を育成します。

第5章 県の取組内容

前章に掲げた目標の達成に向け、次のとおり取組みます。

「第4次熊本県建設産業振興プラン」に係る施策体系

基本目標	取組の方向性	取組方針	主な取組項目
地域を守り、未来をつくる建設産業の持続・発展	人材の確保・育成	(1) 建設産業の理解促進	・小中高生及び保護者を対象とした現場見学会、魅力発見フェアの開催 ・【新】災害活動等の情報発信の強化 ・SNS等を活用した建設企業の魅力の発信強化
		(2) 多様な人材に対応した受入環境等の整備	・【拡】女性や外国人などの受入・育成環境の整備 ・建設現場の安全対策の強化、労働災害の防止
		(3) 入職促進につながる接触機会の創出	・【拡】工業系高校に加え小・中学校及び普通科高校等との接触機会創出支援 ・建設産業ガイダンスや魅力発見フェアの開催 ・高校在学中における各種資格取得に対する支援
		(4) 技術者・技能者の育成	・【拡】若手職員の技能向上の取組みに対する支援 ・【新】総合評価落札方式における担い手育成タイプの試行 ・県建設技術センターによる技術者等の育成 ・県立高等技術専門校による技能者の育成 ・【拡】技能振興センター（技能検定試験会場等）の活用 ・【拡】建設キャリアアップシステムの活用
	生産性向上と働き方改革	(1) 建設DXへの取組みによる生産性向上	・【拡】ICT活用工事の推進 ・【新】遠隔臨場やWEB協議等の推進 ・【新】オンラインによる電子契約や電子納品の導入 ・【新】建設業許可・経営事項審査における電子申請の推進 ・電子入札システム等の導入促進 ・新技術・新工法の取組みに対する支援
		(2) 業務体制見直しによる働き方改革	・【新】完全週休2日制の推進 ・【拡】工事関係書類の簡素化など現場技術者等の負担軽減・作業効率化 ・【新】時間外労働上限規制適用に対する取組みの促進 ・発注・施工時期の平準化や適切・柔軟な工期の設定
	持続可能な建設産業の育成	(1) 地域の守り手として持続するための環境整備	・各地域における公共投資予算の安定的・継続的な確保 ・県内企業への発注促進、分離発注による専門工事業の育成 ・県発注工事の工事成績等の適正な評価や優良工事表彰等の実施 ・発注者・受注者間の意見交換の実施 ・災害協定に基づく活動に関するルールづくり(広域支援活動) ・BCP（事業継続計画）策定の促進
		(2) 経営の効率化及び経営基盤の強化	・企業合併・事業承継等に対する支援 ・経営相談や融資制度等の活用促進
		(3) 持続可能な社会の実現に向けた取組みの促進	・【新】SDGsの取組みの促進 ・建設企業の社会貢献活動の評価 ・熊本県リサイクル製品認証制度により認証された製品の普及促進
		(4) 適正な市場環境づくり	・総合評価落札方式の適切な運用 ・ダンピング対策などの透明で公正な市場環境づくりの推進 ・適正な元請下請関係の構築、不良不適格業者の排除

(凡例) 【新】…新規の事業 【拡】…継続事業の拡充

1 人材の確保・育成

社会基盤整備をはじめ災害への対応、さらには地域の雇用・経済に欠かすことのできない建設産業の担い手確保のため、建設産業への理解促進を図るとともに、若者をはじめ多様な人材の確保・育成に取り組みます。

文中の**新**は新規取組、**拡**は継続取組の拡充、記載なしは継続取組を表します。

(1) 建設産業の理解促進

- ・ 小中高生及び保護者を対象とした現場見学会、魅力発見フェアの開催
 - － 県内建設企業の技術力や魅力を体感できる「現場見学会」等を開催する建設産業団体を支援します。
 - － 建設企業の魅力や役割などを発信する「建設企業魅力発見フェア」を開催します。
 - － 卓越した技能の魅力発信や熟練技能者によるものづくり体験を行う「技能フェア」を開催する建設産業団体を支援します。
- ・ **新** 災害活動等の情報発信の強化
 - － 災害発生時に建設企業が最前線で活躍する姿を伝えるため、建設産業団体とともに、災害復旧活動の撮影や情報発信に取り組みます。
- ・ SNS等を活用した建設企業の魅力の発信強化
 - － 「つくる部」情報集約サイトなどのSNS等を活用した建設産業の魅力や役割などの情報発信に取り組みます。

(2) 多様な人材に対応した受入環境等の整備

- ・ **拡** 女性や外国人などの受入・育成環境の整備
 - － 女性や外国人などの多様な人材から選ばれ、また、働き続けられるよう、多言語に対応した資格取得や就労環境の整備に取り組む建設企業等を支援します。
 - － 相談窓口や企業説明会を通じた外国人材とのマッチング機会の創出など、外国人材の受入・定着環境の整備に取り組む建設企業等を支援します。
 - － 労働環境等に関する職場内の研修会等への専門家の派遣に取り組みます。
 - － ブライト企業認定など多様な人材を確保するための魅力ある企業づくりに取り組む建設企業を工事入札参加者資格審査格付で評価します。
- ・ 建設現場の安全対策の強化、労働災害の防止
 - － 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく安全対策等を推進します。
 - － 労働災害防止を図るための事故防止講習会を実施します。

(3) 入職促進につながる接触機会の創出

- ・ **拡** 工業系高校に加え小・中学校及び普通科高校等との接触機会創出支援
ー建設産業の理解促進及び興味・関心を喚起するための「現場実習」や「出前講座」、普通科高校等との意見交換等を実施する建設産業団体を支援します。
- ・ 建設産業ガイダンスや魅力発見フェアの開催
ー建設産業に対する理解促進を図るための「建設産業ガイダンス」を開催します。
ー【再掲】建設企業の魅力や役割などを発信する「建設企業魅力発見フェア」を開催します。
- ・ 高校在学中における各種資格取得に対する支援
ー高校在学中における2級土木施工管理技士や小型車両系建設機械運転などの各種資格取得を支援します。
- ・ 県内建設企業への就職の支援
ー県内工業系高校に「しごとコーディネーター」を配置し、県内建設企業への就職を支援します。

(4) 技術者・技能者の育成

- ・ **拡** 若手職員の技能向上の取組みに対する支援
ー若手から中核的な技術者等へキャリアアップするための育成プログラムを作成する建設産業団体を支援します。
ー若手技術者を追加配置する場合に総合評価落札方式※4において評価します。
ー特に優良な工事を担当した若手建設技術者を評価し表彰します。
ー技能検定制度により技能士を育成します。
ー認定職業訓練を実施する企業・団体を支援します。
ー優秀な技能者や認定職業訓練関係功労者、技能尊重の推進等に著しい功績が認められる企業・団体等を表彰します。
ー県外技能競技大会への出場や技能検定講習会を実施する企業・団体を支援します。
- ・ **新** 総合評価落札方式における担い手育成タイプの試行
ー若手技術者がより多くの経験を積むことができるよう総合評価落札方式において「担い手育成タイプ」を試行します。
- ・ 県建設技術センターによる技術者等の育成
ー（一財）熊本県建設技術センターにおいて若手技術者等育成のための研修を実施します。
- ・ 県立高等技術専門校による技能者の育成
ー県立高等技術専門校において技能者を育成します。

- ・ **拡** 技能振興センター（技能検定試験会場等）の活用
 - －技能検定の実施など技能士の育成を図る場として「技能振興センター」の活用を促進します。
- ・ **拡** 建設キャリアアップシステム※5 の活用
 - －技能労働者の処遇改善や現場管理の効率化のための建設キャリアアップシステムの導入を推進します。
 - －建設工事において建設キャリアアップシステムを導入した建設企業を経営事項審査で評価します。

2 生産性向上と働き方改革

限られた人員と実労働時間の短縮の動きの中において、建設産業が多様な人材から選ばれるよう、建設DXへの取組みなどによる生産性向上や業務体制見直しによる働き方改革に取り組みます。

(1) 建設DXへの取組みによる生産性向上

- ・ **拡** ICT活用工事の推進
 - －対象工種の拡充や発注者向け技術講習会、受注者向け研修会を開催し、ICT施工を推進します。
 - －ICT施工を実施する場合に総合評価落札方式において評価します。
- ・ **新** 遠隔臨場やWEB協議等の推進
 - －受発注者に対する説明会の開催など遠隔臨場やWEB協議の取組みを推進します。
- ・ **新** オンラインによる電子契約や電子納品の導入
 - －受注者が発注機関に出向かずに契約等ができるオンラインによる電子契約や電子納品を導入します。
- ・ **新** 建設業許可・経営事項審査における電子申請の推進
 - －建設企業に対する説明会の開催や相談窓口の設置など建設業許可・経営事項審査電子申請システムの利用促進に取り組みます。
- ・ 電子入札システム等の導入促進
 - －県内市町村における電子入札システム導入を推進します。
- ・ 新技術・新工法の取組みに対する支援
 - －新技術開発等に取り組む建設企業を工事入札参加者資格審査格付で評価します。

(2) 業務体制見直しによる働き方改革

- ・ **新** 完全週休2日制の推進
 - －毎週土曜日及び日曜日を休日とする完全週休2日制に向けて「休日の量の確保」・「休日の質の向上」を推進します。
 - －月単位での4週8休（週休2日）の実現に向けて、適正な費用の計上や統一現場閉所日を設けるなどの取組みを進めます。
 - －受発注者双方の労働環境改善に向けてウィークリースタンス※6やワンデーレスポンス※7に引き続き取り組みます。
- ・ **拡** 工事関係書類の簡素化など現場技術者等の負担軽減・作業効率化
 - －国との様式の統一化や不要な様式の廃止、提出書類の簡素化等に引き続き取り組みます。
 - －建設ディレクター※8の導入など現場技術者の負担軽減や作業効率化に取り組む建設企業を支援します。
 - －技術者の現場専任が必要な工事で適切な施工体制が確保されている場合において、専任技術者の休暇取得や研修参加などの現場不在時における専任制度を柔軟に運用します。

- ・ **新** 時間外労働上限規制適用に対する取組みの促進
 - －【再掲】対象工種の拡充や発注者向け技術講習会、受注者向け研修会を開催し、ICT施工を推進します。
 - －【再掲】受発注者に対する説明会の開催など遠隔臨場やWEB協議の取組みを推進します。
 - －【再掲】受発注者双方の労働環境改善に向けてウィークリースタンスやワンデーレスポンスに引き続き取り組みます。
 - －【再掲】国との様式の統一化や不要な様式の廃止、提出書類の簡素化等に取り組む取り組みます。
 - －【再掲】建設ディレクターの導入など現場技術者の負担軽減や作業効率化に取り組む建設企業を支援します。
 - －【再掲】労働環境等に関する職場内の研修会等への専門家の派遣に取り組めます。
- ・ 発注・施工時期の平準化や適切・柔軟な工期の設定
 - －債務負担行為の活用や年度当初からの予算の早期執行など、発注や施工時期の平準化に引き続き取り組むとともに、市町村への働きかけを実施します。
 - －天候による作業不能日や現場状況等を踏まえた適切・柔軟な工期変更等に対応します。

3 持続可能な建設産業の育成

良質な社会資本を提供できる技術と経営に優れた建設産業の育成並びに地域の安全・安心を担う「地域の守り手」として積極的に活躍する建設企業を育成します。

(1) 地域の守り手として持続するための環境整備

- ・各地域における公共投資予算の安定的・継続的な確保
 - －県内各地域における着実な社会資本整備と地域建設企業の安定的な経営に資するため、国等へ要望活動等を行い、公共投資予算の確保に努めます。
 - －県における安定的な工事発注や品質確保に資するため、発注体制の確保に努めます。
- ・県内企業への発注促進、分離発注による専門工事業の育成
 - －県内企業で施工が可能なものは県内企業に発注するとともに、国等の発注機関に対しても県内企業活用を要請します。
 - －工事の種類、規模、重要度や特殊性及び発注の効率性等を考慮しながら、できる限り専門工事を分離発注するなど専門工事業の育成に努めます。
 - －専門工事の完成工事高等に応じて工事入札参加者資格審査格付で評価します。
- ・県発注工事の工事成績等の適正な評価や優良工事表彰等の実施
 - －県発注工事の工事成績等の適正な評価を行うとともに、優良な工事を施工した建設企業の表彰の実績を工事入札参加者資格審査格付や総合評価落札方式で評価します。
 - －優良工事表彰を受けた技術者を県発注工事で配置する場合に総合評価落札方式で評価します。
 - －迅速な請負代金の支払いや技術者の効率的な配置のため、工事成績評定通知を行う仕組みを検討します。
- ・発注者・受注者間の意見交換の実施
 - －工事品質の確保や事故防止、技術力向上等を目的に県若手技術職員と建設企業の現場技術者との意見交換を実施します。
- ・災害協定に基づく活動に関するルールづくり（広域支援活動）
 - －令和2年7月豪雨災害時の支援活動で課題となった県広域本部（地域振興局）を超えた広域支援活動に関して、建設産業団体との協定締結やマニュアル策定等に取り組みます。
 - －県と災害協定を締結した建設企業を工事入札参加者資格審査格付や総合評価落札方式で評価します。
- ・BCP（事業継続計画）※9策定の促進
 - －県内商工団体や民間企業と連携し、災害等が発生しても事業が継続できるよう、建設企業も含む県内中小企業に対するBCP（事業継続計画）策定を支援します。

(2) 経営の効率化及び経営基盤の強化

- ・ 企業合併・事業承継等に対する支援
 - － 合併特例措置※10により企業合併等を支援します。
 - － 継続的な協業関係である共同企業体（経常JV）の普及を推進します。
 - － 県発注工事に対する入札参加意欲の向上を図るため、「工事入札参加者の希望による等級の変更措置」を工事入札参加者資格審査格付に導入します。
 - － 県工事の発注見通しを定期的に公表します。
- ・ 経営相談や融資制度等の活用促進
 - － 熊本県よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）を活用した経営相談を実施します。
 - － 建設企業の経営の安定や強化等に必要な事業資金について、国や県の各種制度の活用を図るなど資金調達の円滑化を推進します。
- ・ 新分野進出への支援
 - － 農業参入や林業との連携により経営の多角化に取り組む建設企業を支援します。
 - － 新分野進出に取り組む建設企業を工事入札参加者資格審査格付で評価します。

(3) 持続可能な社会の実現に向けた取組みの促進

- ・ **新** SDGs の取組みの促進
 - － 持続可能な社会の実現に向けて脱炭素（ゼロカーボン）等の環境負荷軽減等に取り組む建設企業を工事入札参加者資格審査格付等で評価します。
- ・ 建設企業の社会貢献活動の評価
 - － 工事入札参加者資格審査格付での消防団活動や保護観察者の協力雇用主、総合評価落札方式でのロードグリーンボランティアなど、建設企業の社会貢献活動の評価します。
- ・ 熊本県リサイクル製品認証制度により認証された製品の普及促進
 - － 県が定めた品質や環境安全性の基準に適合した県内産リサイクル製品を認証し、その利用を促進します。

(4) 適正な市場環境づくり

- ・ 総合評価落札方式の適切な運用
 - － 総合評価落札方式の施行を継続し、問題点や制度の課題等を検証しながら、技術力・経営力に優れた企業が成長できる競争環境を整備します。

- ・ダンピング対策などの透明で公正な市場環境づくりの推進
 - －建設労働者の人件費として国が示す標準労務費の活用による適正な労務費の確保(行き渡り)や、適切な工期設定による働き方改革を推進します。
 - －公共工事契約連絡協議会や九州ブロック発注者協議会等を通じて、国・市町村等の公共工事発注機関相互の連携を図りながら、透明で公正な市場環境づくりを推進します。
 - －建設企業が適切な利潤を確保できるよう、予定価格や最低制限価格の適正な設定等に努めるとともに、市町村への働きかけを実施します。
 - －入札契約情報を公開します。
 - －入札監視委員会を開催します。
- ・適正な元請下請関係の構築、不良不適格業者※11の排除
 - －適正な元請下請関係が構築され、下請工事でも利益が確保できるよう標準見積書の活用促進や下請報告書、現場立入での適正な元請下請関係の徹底を図ります。
 - －不良不適格業者の排除の徹底を図るため、営業所や工事現場の立入調査を実施するとともに、監督処分基準や指名停止措置基準に基づき、不正行為者に対しては、厳正に対処します。
 - －県警察本部と連携し、熊本県暴力団排除条例等に基づく取組みを推進します。
- ・市町村支援等
 - －【再掲】公共工事契約連絡協議会や九州ブロック発注者協議会等を通じて、国・市町村等の公共工事発注機関相互の連携を図りながら、透明で公正な市場環境づくりを推進します。
 - －【再掲】建設企業が適切な利潤を確保できるよう、予定価格や最低制限価格の適正な設定等に努めるとともに、市町村への働きかけを実施します。
 - －【再掲】債務負担行為の活用や年度当初からの予算の早期執行など、発注や施工時期の平準化に引き続き取り組むとともに、市町村への働きかけを実施します。
 - －【再掲】県内市町村における電子入札システム導入を推進します。

用語の解説

※1 投資的経費

投資的経費は、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅等の建設に要する経費をいい、普通建設事業費、災害復旧事業費からなっています。

※2 経営状況分析

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。この経営事項審査は、経営規模・経営状況・技術力・その他の審査項目（社会性等）の4つの項目からなっており、このうち、経営状況については、国の登録を受けた経営状況分析機関が審査しています。

経営状況分析において、建設業者の経営状況を決算報告書の財務諸表から一定の指標に基づいて分析し、数値化しています。

※3 「地域建設産業のあり方検討委員会（熊本県）」

一般財団法人建設業情報管理センター(CIIC)は、平成22年度（2010年度）から有識者から成る「地域建設産業のあり方検討委員会」を設置し、モデル県の建設業のあり方について分析・検討し、提言をとりまとめ報告書を作成しています。

令和4年度（2022年度）は、熊本県がモデル県として選定されました。調査に当たっては、委員会の開催の他、県内建設企業へのアンケート調査、県内在住者を対象としたアンケート調査、建設企業・団体へのインタビュー調査を実施し、そこで得られた知見を基に報告書が作成されました。

※4 総合評価落札方式

価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式であり、価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能になります。

※5 建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステムは、技能者が保有する資格、社会保険加入状況、就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みのことです（平成31年（2019年）4月に運用開始）。

※6 ウィークリースタンス

「金曜日に業務の依頼を行わない」、「月曜日を期限日としない」、「午後5時以降の打ち合わせは行わない」など、受発注者が共有の目的とすることで、より働きやすい環境づくりを目指す取組みです。

※7 ワンデーレスポンス

工事現場からの質疑等に対し、発注者が24時間以内に回答又は回答予定日を示す取組みのことです。

※8 建設ディレクター

建設ディレクターは、一般社団法人建設ディレクター協会の登録商標です。

ITスキルとコミュニケーションスキルで、オフィスと現場をつなぎ、主に現場担当者の書類業務を担うことで、長時間労働の軽減や、現場担当者が本来の業務である品質管理や人材育成、技術の継承に集中出来る環境を整えることを目的とされています。

※9 BCP (Business continuity planning) (事業継続計画)

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時にける事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

※10 合併特例措置

「建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領」に基づく、県工事の入札参加者資格審査における格付の加点措置及び指名競争入札の参加資格の特例措置のことです。

※11 不良不適格業者

技術力・施工力を有しないペーパーカンパニー、暴力団が関与している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業などを指します。

不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質の確保、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設事業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害することから、その排除が求められています。